

第9回鴨川府民会議 概要

第1 日時 平成22年3月19日（金曜日） 午後1時30分から4時30分まで

第2 場所 京都府公館レセプションホール

第3 出席者

【公募、有識者メンバー】

金田章裕（座長）、川崎雅史（副座長）、内田正明、大牟田英子、河野真典、北村保尚、楠田恭一、金剛育子、サリー・マクラーレン、菅恒敏、杉江貞昭、田中真澄、土居好江、中村桂子、西村淳暉、二條雅荘、細田茂樹、堀正勝、三谷桂和、森田宏明
（座長・副座長以外五十音順）

【行政メンバー】

京都市 大嶋政夫（建設局建設企画部担当部長）

京都府 小泉和秀（京都土木事務所長）

【事務局（京都府）】

安藤淳（建設交通部長） 田井中靖久（建設交通部理事）、福井司郎（建設交通部河川課参事）ほか

【一般傍聴 5名】

第4 内容

1 開会あいさつ

○事務局（田井中）

それでは、本日、皆様お忙しいところ、また年度末にもかかわりませずお集まりをいただきありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから第9回鴨川府民会議を開催させていただきます。

本日の進行役を務めさせていただきます建設交通部の田井中でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは開会に当たりまして、京都府建設交通部長の安藤からごあいさつを申し上げます。

○事務局（安藤）

それでは、第9回鴨川府民会議の開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。委員の皆様方におかれましては、年度末の大変お忙しい中、御出席をいただきまして厚く御礼を申し上げます。

だんだん春めいてきまして、鴨川の風景も冬の景色から春の景色へと変わってきております。そういう中で、昨年末から4カ所で中州の除去工事を約20年ぶりに行いましたが、その工事もこの3月中旬で完了いたしました。そういうところでも、また鴨川の風景あるいは雰囲気も変わってきているのではないかと考えております。本日のこの会議におきましては、その中州の工事等につきましても御報告をいたしまして御意見をいただければと考えております。また、ほかにも鴨川条例も施行いたしまして2年を経過しております。鴨川条例につきましても御意見をいただきたいと思っております。また、前回から御議論をお願いしております鴨川の公共空間の整備につきましても引き続き御意見をいただきたいと考えております。

本日も大変盛りだくさんな内容でございますけれども、活発な御議論をお願いいたしましてごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（田井中）

次に、本日出席の行政メンバーを紹介いたします。

京都市建設局建設企画部担当部長の大嶋政夫様でございます。

○大嶋

大嶋です。よろしく願いいたします。

○事務局（田井中）

京都府京都土木事務所長の小泉和秀でございます。

○小泉

小泉でございます。

○事務局（田井中）

なお、本日は土屋義信様、新川達郎様、森田宏明様は御欠席でございますとともに、川崎副座長でございますが、前の会議が少しおくられているようでございまして1時間程度おくれますとともに、丸毛様につきましても少々おくられているところでございます。

続きまして、京都府の出席者を紹介いたします。

先ほどごあいさついたしました安藤建設交通部長でございます。

○事務局（安藤）

よろしく申し上げます。

○事務局（田井中）

私、建設交通部理事の田井中でございます。

そのほか関係職員が出席をいたしましております。

議事に入ります前に、お手元の資料の御確認をさせていただきたいと存じます。本日の資料といたしましては、次第、出席者名簿、裏面が配席図になっているもの。それから、資料1から資料9までを御用意してございます。御不足等ございませんでしょうか。会議の途中でも結構でございますので、御不足等がございましたら事務局にお申し出をいただきますようお願いいたします。

では、早速議事に入らせていただきたいと思いますと考えておりますが、議長は座長にさせていただくことになっておりますので、金田先生、どうぞよろしくお願いをいたします。

○金田座長

ようやくいい気候の時期になろうとしておりますけれども、もう9回目になりますが、この鴨川府民会議、本日もどうぞよろしくお願いをいたします。

それでは早速議事に入らせていただきますが、まずは、本日、報告事項が5件と、それから意見交換をお願いしたい件、4件を準備していただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

2 報告事項

（1）鴨川の中州管理等の状況について

○金田座長

早速、報告事項の1番目でございますが、「鴨川の中州管理等の状況について」でございます。まず、事務局からの資料の説明をお願いいたします。

○事務局（福井）

河川課の福井でございます。それでは、資料1について御説明申し上げます。

鴨川府民会議の意見交換をもとに進めてまいりました今年度の中州の工事の状況についてお示しをしております。

1の試行の概要のとおり4カ所で中州管理の試行を行いました。実施方法は、二条大橋から下流は中州を全面的に除却する方法、二条大橋から上流の中州は20%ほどを残す方法

で昨年の12月下旬からことしの2月末まで実施をしておりました。多くの方に関心を寄せていただいている工事でありまして、工事に当たりましての留意点として2番目のところに載せておりますが、「自然生態系への配慮の視点」として、イカルチドリの産卵場所の保全、ホタルの生息箇所の保全、水陸移行部分の創出、魚類への配慮からみお筋の設置など工夫を行い実施しております。

さらに、「利用者や周辺の方々への配慮の視点」から、工事のお知らせのビラの配布や工事内容を示した看板の設置、公園利用者への安全対策を実施しております。そのほか、いろいろなことを試しながら施工をしております。

工事中にもさまざまな御意見をいただいておりますので、それを次、3番目のところに紹介をしております。まず、中州の除却に肯定的なものとして、防犯上とか清潔の保持とか景観の観点から除却に賛成されている意見が寄せられておりました。一方では、次のページですけれども、鳥や魚などの生物への影響やホタルへの影響などを心配されて中州の除却に反対されている御意見もございました。

今後は本年度の試行箇所の調査を行いまして、結果をまた府民会議の皆さんにお示しをして御意見をいただきながら検証して、次年度移行の箇所・期間・方法などの試行案をまとめまして、府民会議で意見交換をしていただきたいと思いますと考えております。

資料の次のページに、4カ所の着手前と施工後の写真をお示ししております。左側が施工前で、右に施工後の写真でございます。工事の直後でございますが、もう少し現地になじむのに時間がかかるかと思っておりますけれども、継続的に状態の把握をしたいと考えております。

次のページの、鴨川公園の整備について公園担当から御説明をいたします。

○事務局（長谷川）

都市計画課の長谷川でございます。

3枚目をごらんいただきます。今年度は北大路橋から北山大橋間と出雲路グラウンドの2カ所で工事を実施し、さきの鴨川府民会議での御意見をもとに工事を進めてまいりました。現在、北大路橋から北山大橋間はまだ施工中でございますけれども、3月末には完成する予定でございます。工事内容であります。安心して散策できるように当初の計画よりもベンチを1メートルセットバックして設置し、園路横の芝生を平たんにしたことでゆったりと歩けるスペースを確保しております。また、園路はひざにやさしいクッション性のある土系舗装としており、スロープ部はバリアフリーに対応しております。植栽につい

では、できる限り既存の樹木を生かし、眺望を確保するためにやむを得ず伐採しなければならぬ樹木においても移植が可能なものについては移植をいたしております。

次に、出雲路グラウンドについてでございます。排水不良により水たまりがなかなか解消できない状況でありましたので土を入れかえる工事を実施し、3月8日に完成して既に府民の皆様にご快適に使っていただいております。工事を行うに当たりまして、公園を利用される方や周辺の方々に配慮をしております。工事のお知らせのビラを周辺自治会に配布したり、工事の内容をわかりやすく説明した工事看板を現場に設置して公園利用者に周知をいたしました。また、工事中公園を利用される方の負担をできる限り少なくするために工事箇所を3分割いたしまして、公園が利用できない範囲を極力少なくしたり仮設の園路を設置して工事中も散歩ができるように工夫をいたしております。

来年度につきましてもこのような配慮をしながら工事を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、説明とさせていただきます。

○金田座長

ありがとうございます。特に中州の管理状況についてどのように対応するかというのは一つの大きな課題でございましたが、これに関して、さまざまな御意見をいただきながら、また、特に野生動物等の生態系に対する配慮を重視していただきながら、しかもデータ収集を続けながらやるというようなことを御提言いただきまして、それを採用してやっていただいたという結果だろうと思いますが、何か御質問等ございませんでしょうか。

○中村

日本野鳥の会の中村です。

中州、寄洲についてはきれいに整備されたなという感じで、早速14日の日に柘野から三条までの間を巡視させていただきました。その間に296羽のカモがいたんですが、このカモたちのエサはほとんどなくなっておりました。3月の末から4月になったらシベリアのほうとかアジアの北のほうへ渡っていくのですが、どうするのかなと思いがちちょっとかわいそうだなと思いがち見していました。

草がなくなった、セイヨウカラシナの葉っぱとかミズソバの花なんか大好きなカモが多いのですが、それらは草がなくなってもそこから離れようとしませんのですね。全く中州がなくなったところに関しては四条のあたり、あの辺に関しては移動せざるを得なかったと思うのですが、もともといた場所を離れようとしなくてカモたちは、えさのない中州で何

か暇そうな顔をしてぼけっとしていましたが、渡り前にうんと栄養補給しないといけないという時期なので、今後についてはその時期をやっぱりもう少し相談をさせていただけたらありがたいなと思います。

それと、イカルチドリの産卵場所というこれは、産卵場所と言わず繁殖地というふうに書いていただきたいと思います。

3番にちょっと書いてある、中州が「防犯上非常に危険」という意味が私よくわからないのですが、中州の草というのは大体50センチぐらいの枯れ草みたいなのがあったと思うのですが、ここでそういった犯罪があったわけですか。質問とかは以上です。

○金田座長

今の点はいかがでしょうか。

○事務局

中村さんからの御質問ありましたことについて事務局のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

最後の、防犯上の話のほうからさせていただきたいのですが、これはあくまでも土木事務所の方に住民の方から御連絡をいただいた内容ということでございまして、特に私どものほうで、中州があるから何か犯罪がいっぱい起きたとかそういったものを承知しているわけではございません。多分、イメージとして、非常に草深くなっているような状態のときに、どなたが中にいるかわからないとかそういうような視点でこういうような言い方をされたのかなというような形でございます。

以上です。

○金田座長

どうぞ。

○堀

中州を除去された後、異常な悪臭がしていたのですけれども。何か非常にくさいというのか、どぶのにおいというのか、ヘドロのにおいというのか。あれは有害ではないのですか。

○金田座長

いかがでしょうか。

○事務局

済みません。何回か前に御説明をさせていただいたところなのですが、中州が非常に長

い間置いておりましたのでかたくなって固定化してしまっていたこと。空気に触れずに長いこと塊であったこと。今回土を掘削しましたので初めて空気に触れたということで、今、堀委員のほうから言っていただいたように臭いにおいがしている箇所もあったと。何というのですか、ヘドロというのでしょうか、そういう泥みみたいなものが上流から流れて堆積しているようなところについてはちょっとそういうにおいのところもあったのかなというふうに聞いております。

中州工事の工夫で、そういう泥分を持ち出して処分をしておるのですが、非常に液状に近いものでそのまま持ち出すと周辺へその泥をまき散らしてしまったり、においがより周辺のほうへ持ち出してしまうことになりますので、鴨川の柵野あたりとか周辺部で1カ所用地を確保して、そちらに一たん土を入れさせていただいて乾かした上で持ち出しをするという工夫をさせていただきました。

以上でございます。

○金田座長

はい、どうぞ。

○堀

質問したのは、臭いにおいは有害かどうかを聞いたのですけれども。

○事務局

特に有害なものというふうには考えてございません。

○堀

検査されたんですか。

○事務局

はい。先ほど言いましたように、空気に長いこと触れてないものということで、臭いにおいがしたのかなというふうに思います。

○堀

どこかで検査されて、あれだけのにおいがしていても有害ではないという。

○事務局

残土につきましては公共残土の受け入れ地のほうで受け入れをさせていただいております。土壌の検査をした上で受け入れをさせていただいております。そういう意味でいくと、特に汚染度合いがひどくてというような形で報告も上がってきておりませんので問題がないと、そういう説明させていただきました。

以上でございます。

○金田座長

はい、どうぞ。

○田中

においがするしないについて、しゅんせつした泥を調査されたことがあるのかないのか、まずそれをお聞きしたいのです。

○事務局

済みません。先ほど言ったこととタブってしまって申しわけございませんが、残土を捨てるときに受け入れるところ、具体的に言いますと城陽の山砂利のほうに公共残土を受け入れてくれるところがあるのですが、そちらのほうに持ち込むときには持ち込む土を検査しなくてはならないことになっております。非常に多くの項目、10項目ぐらいだったと認識しておるのですが、チェックを受けて問題がない土のみ受け入れていただけるのですが、今回、特に全量、すべて持ち込んだものについて検査を通過しておりますので、そういう意味でいくと問題がないと、そういう言い方でございます。

済みません、以上です。

○田中

では、化学物質とか、例えばダイオキシンの問題とかは一応クリアできておるという結果でよろしいのですか。

○事務局

はい、そのように認識しております。

○田中

私、街道筋で時々見るのですが、時には非常に湯気が上がるぐらいのガスが発生している場所もありましたし、これは非常に長い、長年、数十年堆積された後の川床にたまった変質した泥が多分積み上げられていると思うのですが、ここにも書いてございますが、仮置き場と言っておられる場所につきましては、どのくらいの期間で最終処分をなさるつもりですか。

○金田座長

お願いします。

○事務局

あくまでも仮置きでございますが、一たんそちらへ盛って、あの土が乾けば持ち出すと

いうことにしております。ダンプトラックのほうに積み込んで持ち出すときに、どうしても水分がありますとぼたぼたと道を汚してしまったりいたしますので、そういう状態でないところまで乾けば、半乾きというのでしょうか、そういう状態であっても持ち出せるのかなというようなやり方をさせていただきました。ちなみに、仮置き分については、現在はすべて持ち出しを完了させていただいております。

以上です。

○金田座長

あと、よろしいでしょうか。ほかに御質問。はい、どうぞ。

○菅

資料1の1枚目の裏側、中州除去に係る府民の反応の肯定的な意見というのが裏側に書かれておりますが、そのうちの4つ目、「中州工事の箇所では、施工中・施工後に飛来する鳥の数がふえた」と。中州を除去すると鳥の数がふえるということであれば中州を全部取ってしまったほうが鳥にとってはよいということになるのでしょうかけれども、多分私、素人判断では、工事のために攪拌された場所に虫が出てきたと。そして、その虫をねらって鳥が一時的にたくさん来たのではないかなと思うのです。むしろ、基本的には鳥の繁殖地が減ったことには間違いないと思うのですけれども、ただこういう中州をなくしたら鳥がようけ来るといこういう声が、意見がそのままひとり歩きすると、そしたら中州全部取ったらいいではないかということになるかと思うのですけれども、この辺、やはりいこういう声が出たら専門的な検証が必要ではないかと思うのですけれども、いこういう声に対して京都府はどういう受けとめ方をされているのでしょうか。

○金田座長

お先にどうぞ。

○中村

済みません、野鳥の会の中村です。

これはちょっと説明が足りないと思うのですが、工事をしている最中サギがたくさん集まります。土を起こしたら中から魚とか水生昆虫とかいろんなえさが掘り起こされるので周りの鳥が寄ってくるという意味で、工事をしたから野鳥がふえる、それは全く逆です。

○金田座長

はい、何か。はい、どうぞ。

○事務局

済みません。先ほど言いましたが、あくまでも地元というか周辺の方からだと思うのですが、生の声をできるだけ伝えるほうがいいということで書かせていただきました。先ほど中村委員のほう言っていたように、そういう虫とか魚とかを食べる、ある意味、肉食というのでしょうか。それで、先ほど出ておりましたがカモのように草を食べる鳥とはちょっと違うものが集まっていたのかなと。サギの話が出ていましたが、私どもが現場に行っておりますと、ユリカモメなどもいっぱい工事のトラックとかを追いかけておりましたので、そういった鳥がいっぱい来ているのを見てこういう御発言をされたのかなと思います。

以上です。

○金田座長

ほかに御意見ございませんでしょうか。先ほど中村委員のほうから御指摘のありました生態系への配慮という観点から言いますと、工事の時期について配慮をする必要があるだろうという御意見がありましたので、この点は、やはり生態系に対する配慮という観点からすればぜひとも今後も御配慮いただきたいというふうに思います。

ほかに御意見があるかないかは別にいたしまして、本日ここにおまとめいただきました意見からすれば、問題はなしはしないのですけれども、全体としては試行的にお進めいただいているので、データ収集の方向という観点からしても試行の意味は一応果たしているのではないかというふうに思われるのですが、いかがなものでございましょうか。もちろん、今後も慎重に対応していただく必要はあろうかと思えますけれども、もしそういったようなことで経過を御了解いただけるということであれば報告事項は次のほうに進ませていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それではお願いいたします。

(2) 鴨川府民会議公募メンバーの選考結果について

○金田座長

それでは2番目です。「鴨川府民会議公募メンバーの選考結果について」でございます。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（福井）

それでは、資料2について御説明を申し上げます。

前回の府民会議で報告しました後、11月27日からことしの1月15日まで公募メンバーの募集を行いました。「京都新聞での記事」とか「府民だより」、府のホームページで呼びかけを行いまして22名の方の応募をいただきました。内訳は、男性が17名、女性が5名でございました。

これらの方について、選考委員会において論文の採点をしていただき、地域・課題・分野・男女構成・年齢バランスなどを勘案して、10名の方を御選考いただきました。内訳は、男性が8名、女性が2名でございます。

今後の予定でございますけれども、4月に今回公募で初めてメンバーになられた方のみを対象にいたしまして、鴨川条例の概要や府民会議の目的を説明した上で、意見交換に当たってのお願いや本日の府民会議までの意見交換の状況を御説明したいというふうに考えております。その上で次回の府民会議に臨んでいただくということで予定をしております。

以上でございます。

○金田座長

2年の任期で活発に御検討いただきました府民会議のほうの公募委員につきまして、改めて公募していただいた選考の結果を御報告いただきました。何か御質問などはありますでしょうか。

私はこういう形でこれをきちっと継続していただけるということがありがたいことだろうというふうに思っておりますので、この継続のシステムそのものも維持していただけるということで、これは大きく評価させていただきたいと思っております。

次に移らせていただいてよろしいでしょうか。

(3) 府民会議メンバーの発表意見について

○金田座長

それでは報告事項の3番目に入らせていただきます。「府民会議メンバーの発表意見について」ということでございます。これも事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○事務局（福井）

それでは、資料の3について御説明をいたします。

第6回、第7回、第8回と3回にわたりまして鴨川府民会議で皆様方から発表いただきました意見について、3回にまたがってしまいましたので、今回一つのものにまとめをさせていただきます。この掲載の順番としましては五十音順に並べさせていただきます。

座長、副座長という形になっております。

補足資料がない方については、発表いただいた意見について載せております。補足資料のある方については発表意見と補足資料を載せております。資料につきましては、今後ホームページの公表を前提にしておりますので、改めて資料の著作権上の問題等がないかということについて皆様方で確認をいただきたいと存じております。公開に差し支えがあるものについては、今後、今月中に事務局まで御連絡をいただければ幸いです。

報告は以上でございます。

○金田座長

はい、ありがとうございます。本日、資料3としておまとめいただきました各委員のほうからいただきました御意見を一まとめにしてつくったものがございます。これをウェブサイトに掲載して公開するということに関連しまして著作権上の問題が発生いたしましてはゆゆしいこととなりますので、その著作権上の問題が発生しないような御配慮をお願いしたいということで、各委員のほうで御提出いただきました資料等、写真等につきまして著作権上の問題があるものももしございましたら若干差しかえ等の可能性の時期もございしますので、ぜひとも御確認をお願いしたいということでございます。

こういう形で公開することによって、この鴨川府民会議で熱心に御意見を賜りましたことについてもきちっと今後も御確認をいただけると、あるいは公開して参考にしていただけるという意味で大変結構なことですけれども、それが著作権上の問題を生むということになりましてはまた問題になりますので、そのことについての十分な配慮をということがお願いでございます。

ものによりましては、例えば新聞記事などの場合は、その新聞記事のどの新聞のいつのものであるのかということが明示されておれば著作権上の問題は例えばなくなるというふうに一般的に理解されておりますが、写真や図版等などについては一々著作権の許諾が必要なものもございしますので、その点につきまして御確認の上、もし問題がございましたら御連絡をお願いしたいと思います。

ちょっともう一度期日について御連絡お願いできませんでしょうか。

○事務局（福井）

一応、今月中に事務局のほうまで御連絡をいただけたらと思います。

○金田座長

ということのようでございますので、今月中に問題がございましたら御連絡をお願いし

たいというふうに思います。どうぞよろしく願いをいたします。

(4) 鴨川四季の日～冬～の実施について

○金田座長

報告事項の4番目でございます。「鴨川四季の日～冬～の実施について」ということでございます。これにつきましても事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○事務局（福井）

それでは資料4について御説明申し上げます。

ことしの鴨川四季の日～冬～は2月21日から2月28日に、資料にお示しをしておりますように「ホームページによる情報発信」や、イベントとして「“鴨川探検！再発見！”『水辺の野鳥観察会』」を実施しております。あと、裏面にありますように掲示板でのパネル展示などを実施しております。

以上でございます。

○金田座長

何か御質問等ございませんでしょうか。

○大牟田

この中の2番目の「鴨川探検！再発見！」のところ、たくさんの御応募がありましたと。ほかのところには助成なんかなさっているのだから、これ、何人ぐらいの応募があったかはわかりませんが、全員参加させていただくように来年度からお願いできないでしょうか。私たち年寄りにとっても野鳥観察会というのはすごく楽しくて、こういう催しをするとたくさん集まるのです。小学生の子どもたちにもぜひ野鳥をその15人ではなくて、どれぐらい応募があるかはわかりませんが、全員参加させていただけたらと思います。

○金田座長

はい、どうぞ。

○事務局（福井）

貴重な御意見ありがとうございます。そこにありますように、写真にもあるのですが、15名子どもたちが御参加、大人の人が16名来ていただくと31名ぐらいのグループになって、写真にありますように、非常に狭いところとか階段とかいろいろあるのですが、そういうところに人がいっぱい集まってしまうような状況になっていると。安全を考えて30名とい

うような形で大体人数の制限を今まで加えておったというような状況でございます。そこに、応募多数とありますが、倍ほどの応募がありまして、御遠慮いただいた方々も多数ございますので、ちょっとこの点については今後どういう形で対応すれば皆さんの安全を確保して御参加いただけるかということを検討してまいりたいと思いますのでよろしく願いいたします。

以上でございます。

○金田座長

というのが実態のようでございます。できるだけ参加していただいたほうがいいことは間違いのないのですけれども、そのあたりが安全確保の観点から、これは難しいのですね、どの程度が適正であるのかというのは非常に難しいのですけれども。

○大牟田

だから、何日かに分けてくださるといいと思います。こういう機会って、そんなにはないので。

○金田座長

わかりました。ともかく、そういった観点は必要だと思いますので御検討のほどよろしく願いいたします。

ほかに御意見ございませんでしょうか。

(5) 「京の七夕」(仮称)事業の概要について

○金田座長

そうしましたら、ありがとうございます。その次の報告事項に移らせていただきます。「『京の七夕』(仮称)事業の概要について」でございますが、これも事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○事務局

「京の七夕」事業につきましては、鴨川でのイベントを計画されておりまして、鴨川府民会議で説明がしたいということで府の組織の商工労働観光部のほうから申し出がありました。担当の方が参っておりますので、そちらのほうから御説明させていただきます。お願いいたします。

○事務局(保科)

観光課の保科と申します。よろしく願いいたします。座って御説明させていただきます

す。

資料5でございます。来年度から「京の七夕」（仮称）事業を開催したいと考えておりまして、今準備に取り組んでいるところでございます。この事業につきましては、1「趣旨」のところに書いてありますように、諸技芸上達を願う七夕にちなみ、平和や環境保全の願いを京都から世界に発信したいと考えておりまして、七夕といいましても旧暦の七夕を一つの期間に考えております。

開催期間といたしましては、8月6日から8月15日の10日間を今予定しております。この時期は、ちょうど広島・長崎の原爆の日、また終戦記念日、8月16日は大文字五山の送り火と、いろんな意味で願いが重なる時期でございます。旧暦の七夕、8月7日も含めましてこの期間を設定しております。

実施主体につきましては「京の七夕実行委員会（仮称）」を組織しようと考えておりますが、現在のところまだできておりません。ですから、きょうお示ししておりますペーパーもまだ素案段階のものをまとめたものでございます。

事業内容につきましては、一つは、大きく堀川のほうを会場にしたいと考えています。場所は二条城のあたりから今出川通りまでで、堀川につきましては、そこに書いてあります「光の天の川」のようなものをつくり、またアート作品を展示し、二条城の夜間公開とかいうものを今企画されております。

それから、今回この府民会議にかかわります鴨川会場につきましては、これもまだ検討でございますが、まず、ちょうどこの期間、特にことしの場合ですと8月の7、8日が鴨川納涼に当たりますので、まず鴨川納涼さんと連携を図りながら、鴨川納涼の中でお世話になって、その会場を引き続き使うような形で8月15日ぐらいまでを考えております。

中身につきましては、鴨川のみそそぎ川の本川のところあたり、それから、場合によっては左岸のほうに七夕飾りをしたいというふうに考えておりまして、今検討中でございます。夜にも多少そういうにぎわいを創出することもありまして、若干の明かりを使用したいと思っております。あと、和装の振興を図るイベント、それから、当然、鴨川を使いますので鴨川の美化活動なんかにも取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから、（2）の協賛事業のところにありますますが、今回、京都仏教界様、それから京都神社庁様の協力を得まして、市内それから府域の神社、お寺でもこうした七夕の祭りを開催していただくことになっておりまして、商店街様なんかも含めまして京都全体で取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから、その他のところに書いておりますが、今回ササ飾りをする、場合によっては竹のアート作品を展示いたしますが、モデルフォレストということで今放置竹林なんかを取り組んでいる部署もございますので、そこと連携をしながら放置竹林の整備を含めて、そういう不用になった竹を使ってササ飾りとかアート作品にも使用できないかなというふうに考えております。

また、全国からそうしたササ飾りに使います願い事を募集する予定にしておりますが、使った後につきましては、この期間の後、お寺ないしは神社のほうでおひたきにするとともに、竹につきましても、竹林のほうにチップとして還元するとか、場合によって竹炭にするとかというような形で、決してそうしたものがごみとして扱われることのないように配慮をしながらしたいということで今構想を練っている最中でございます。

ぜひ鴨川をこういう形で使いまして、鴨川のよさを全国あるいは世界に発信していきたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

○金田座長

ありがとうございます。まだ仮称だそうでございますし、事業の内容につきましても基本的なアイデアの段階であるというふうな御説明でございますが、何か御注意いただいたり御意見いただくようなことがございましたらどうぞ。

○田中

たしか前回もこの問題は管理者の方をお願いしたのですが、夜間の鴨川については照明をつけて人を誘導しないというのが管理者の立場だと思っておりますが、この辺の整合性を前回も申し上げたのですが、具体的にそういう問題はいいのかどうかもちょっとお聞きしたいと思っております。いかがでしょうか。

○金田座長

今の御意見に関連しまして、どなたかほかに御意見ございましたら。どうぞ。

○杉江

鴨川の会のほうの事務局の杉江でございます。

ちょうどことしにつきましては鴨川納涼第41回になります。それは、ことし、来年というような形で毎年やっている河川美化の啓発の活動ではございますが、せんだってこういう形で計画しておるので何とかドッキングしてやってもらえないかというような話が来まして、前回に私らも出させていただいたように、当会のほうは鴨川納涼とか鴨川茶店とかそういった啓発発動を行っております。あくまでも、それは我々の運動の目的であるに対

する手段としてやっている状況で、やはり一人でも多く鴨川に来ていただき、鴨川の美化のことにについて考えていただくという目的がございます。そういうようなことで、今回この七夕の実施に当たり、やはり我々長い間こういう活動を通じて体験や経験したことを生かし、なおかつ、やはり自然に優しい、また地域の環境に配慮したと、そういったこともすべていろんな分野から検討して何かの形で一助できればと、こう思っておりますので、今後さまざまなことはこの実行委員会のほうの事務局とも詰めながら、さすが京都やな、さすが京都の鴨川やなと言われるような催しには持っていきたいと思っております。

以上です。

○金田座長

田中委員のほうから御提案があったのは、特にライトアップ等のことについての問題と
いうようなことで御議論をする必要はないかということの。

○田中

僕は府の方にお聞きしています。

○金田座長

はい、どうぞ。

○事務局

事務局のほうから説明させていただきます。

田中委員がおっしゃっていただいている昨年の知恵博と呼ばれておりますイベントのときに、府民会議の中で照明について意見をいただいております。いろんな御意見をいただいたのですが、最終的には夜間にやむなく実施されるイベントで、来場者の安全を守るための華美にならないような必要最低限のものについてはやむを得ないというふうなお話をいただいたと思います。

前回のものが果たしてそうだったのかという反省もちゃんとしなくてはならないですし、今回されるもの、具体的なものが決まってくればそういう視点で管理者として、京都府として実行委員会の示される案について意見を言わせていただきたいというふうにご考えております。

それに、考えておられる時期につきましては、きょう納涼床の北村委員のほうも来られておりますが、納涼床が設置される時期でございます。納涼床の前で華美なものがぴかぴかとしているというのは床の営業のほうにも差し障りがあるのかなと。そういう意味では、納涼床の方々ともちゃんとお話をしてお話を立てていく必要があるのではないかなと、そ

ういうのを考えております。具体にはこれからお話を聞かせていただくのかというような形で、経過につきましては次の府民会議とかでも御報告できればどうかというふうに考えております。

以上でございます。

○金田座長

はい、どうぞ。

○北村

鴨川納涼床組合の北村でございます。

この七夕の事業をお聞きしましたときに、非常にびっくりもし、またうれしくも思ったのですが、実は数年前から鴨川の納涼床の組合のほうで、数年前はまだ組合ではなかったのですが、何か、要するに今オール京都とか言うてはると思うのですが、我々のほうはオール床で何か一つになるような気持ちを持って、輪を持って何かできないかというようなことから、余りお金もないものですからササの飾りを、私とこの店でちょっとやっていたのがきっかけで、少しうちの店の近辺のところに七夕のときに少し大き目のササを飾って目で楽しんでいただこうというようなことをしかけたのですが、それを全部でやってみたらどうでしょうということと提案したところ、当時は組合の法人化の問題やら地域ブランドをとろうとか、取得の問題だとか、またこの鴨川条例に関する集会とかで非常に多忙であったもので、もうちょっと時期をずらしたらどうだと。それとまた、願います床の皆さんにしても、床のときは非常に多忙なときなので、一応、私ところは、通常ならやはり7月7日だろうというようなことが多かったものですから、そら祇園祭の手前で大変やぞと、願いをしにくいのではないかと。私は旧暦でいいのではないかとというふうに言ったりなんかしていたのですが、何か言うてるうちに今までできなかったのです。ちょうど昨年度末の理事会で、ちょっと落ちついたので一遍前の話を復活してもいいですかというようなことから願いましたところ、やってみてくれというようなことで動こうと思っていたやさきに京都府の観光課の方から、実はことし七夕を旧暦にやってみたい、何か御協力いただけませんかというような話があったのです。

非常に渡りに舟というのはおかしいのですが、我々、実は独自で願いを進みかけていたところでございますので、タイアップというか前座を務めさせていただかなというような御起案をさせていただいております。私ところの期間としては、少し1週間ほど前に始めさせていただいて、そして、ちょうど京都府さんがやられる七夕のとき

にバトンタッチできるような時期で、こちらのほうは一応終了いたしますけれども、その後京都府さんのいろいろな企画のほうにまた御協力していただける地域、エリア的なところでもそこにもお願いもしたいなというようなことで先月からいろいろと御意見をちょうだいしております。また、総会におきましても、ほぼ皆さんが協力してみようというようなこと、あとは細かい点の問題、特に今、田中さんがおっしゃったようにライトアップしたりとかなんかするというようなことになってくるとまた意味合いも変わるのではないかとかそういった意見もございます、正直。ただ、これ我々の床のほうの上でのことですので、これは床の規約等々にもものつとった形でしないとだめなので、その辺の点もまたいろいろと土木事務所さんの御指導を受けながら何かうまくやれる方法で、古来から、いにしえより伝わっております日本の五節句のうちの一つの七夕の行事を、皆さんに心和むような形でさせていただければいいなと思っております。

特に、本年度90店オーナーの出店がございます、床が組み上がります。特に8月の頭ぐらいですとすべての床が出そろっておりますので、御想像いただいた中だけでもかなり壮観なものになるのではないかと。そして、それを対岸から、また橋の上からでも床に来られた方だけではなく遊歩道を歩いておられる方も、ああ、何やここずうっと七夕の大きなササが飾ってあるなというようなことで話題の一つになればなと思っております。単に我々、床のほうにお客様を呼びたいというだけではなく、そういった全体のイメージをデザインして、鴨川というものにもう少し親水性を出していきたいなと。そして、そこを通られることを、同じだったら鴨川の橋渡って行こうなと言っていただけのようなことの一つになればと、このように思っております。くれぐれも注意をして、今までの自然の観であるとかそういったことにそぐわないように考えていきたいなと思っております。

風雨によるササ葉や飾りの散乱等もあると思います。こういったことも、それをすることによって皆が毎日ちょっと川に出て掃除してくださいということによってほかのごみの一つも拾えるのではないかという気もします。そういったことを徹底して組合員のほうにお願いをして、そういったいい形で皆さんに御協力、また御支援いただけるような形というもので何事もやっていかないかんのではないかなと思っておりますので、どうぞまたいろいろと御指導とか御意見をいただきたいと思えます。以上です。

○金田座長

はい、ありがとうございます。ほかに何か。はい、どうぞ。

○堀

趣旨のところに、「平和や環境保全の願いを京都から世界に発信する」というふうに書いてありますので、主催事業のところにもう少し、環境保全の面というのですか、その他のところに放置竹林から切り出した竹の活用とかがありますけれども、そういった面をもう少し強調というのか表に出るような形で何かできたらいいのではないかなと思ったのです。

○金田座長

はい、ありがとうございます。ほかに御意見。はい、どうぞ。

○土居

私のほうからは要望でございます。私どもの遊悠舎京すずめで「京都への恋文」というものを募集いたしましたところ、イギリス、アメリカ、北海道から沖縄まで860作品が届きました。その中で非常に以外だった作品の中に、鴨川の夕日を見るためだけに新幹線に乗って京都に行くというのが何点かございました。川とか自然の美しさとか、それから橋を渡るその橋での思いとかですね。私はこの行事、鴨川回廊というふうになっておりますが、ぜひ朝日夕日の美しさ、頼山陽が山紫水明と申したあの言葉は、場所ではなく時間、午後4時ごろの時刻を山紫水明処から鴨川を見たあの様子が山紫水明という言葉でございます。ぜひそういった京都ならではの自然の美しさと、そして心が和む。

その作品の中には、大学受験に落ちるたびに京都に旅行に行っているというような作品もございまして、その京都が心のふるさと、心の和みを発している都市であるという、そういうコンセプトをテーマに、ぜひ環境と平和という七夕のお取り組みをお願いしたいというふうに思います。

○金田座長

ありがとうございます。ほかに。はい、どうぞ。

○金剛

金剛と申します。今のお話を伺ってしまして、やはり環境とその平和、京都から発信というのは大変賛成でございまして、世界にいろいろ川があります。例えば、パリのセーヌ川のライトアップをしていることもあります。すごくまたそれはそれで非常に魅力もあります。

京都府の鴨川の魅力は何かと静かに考えると、やはり皆さんおっしゃるように、自然との共生といえますか、いろいろな生態系との共生と、そういうところに京都の鴨川のよ

さというものが一番あるのかなというふうに思います。ただ、そうして考えますと、やはり昼間のというか明け方から光のあるときの京都の魅力というのは今までも出ていたことだと思うのですが、反対、裏を返すと夜の京都の魅力、鴨川の魅力というのはなくて、七夕のこういう行事ですとか、またそういうのを生態系ですとか京都の自然との共生とかそういうものに配慮された上の可能な新たな魅力というのをつくっていただくと、大変厚かましいというか欲張りなあれになりますけれども、どちらも共存していただいて新たな魅力を発信してもらえるとありがたいなというふうに一市民として思います。

○金田座長

ありがとうございます。ほかに御意見ございませんでしょうか。

○田中

座長さんにちょっとお願いがあるのですが、きょう、実は今回の委員の最後の委員会だと思いますので、きょうまで一生懸命尽くしてくださっておやめになっていかれる方々にはぜひ御意見を聞く時間を最後にとっていただきたいと。これは僕の勝手な要望なのですが、よろしくお願いします。

○金田座長

はい、いつも私は時間でミスをしておるのですが、どうぞ西村委員のほうから手が挙がっておりました。よろしく。

○西村

今の御意見はよろしいのですか。

○金田座長

今すぐという話ではないと思いますので。

○西村

私、京の七夕事業の点について若干の感想を簡単に申し上げたいと思います。

基本的には非常にすばらしい企画だと私思います。そういった中で、最初にも出ておりましたけれども、夜やるということ。あるいはまた鴨川の中だと、河川敷と。こういったことが主体になりそうな感じがします。それと、お盆の時期でもあり、そしてまた16日は五山の送り火、これは非常に宗教的な、観光という面もちろんありますけれども京都の宗教的な行事の時期。こういった面で、ただにぎやかになればいいということではなくて、やはり京都らしい、単に観光客を集めて営業をやるということではないと思いますが、そういった面で主催側でその辺の御配慮を願いたい、そんなふうに思います。

○金田座長

はい、ありがとうございます。

ただいま京の七夕事業についてのアイデアを御提案いただいたわけですが、それに対していろんな観点から御意見をいただきました。余り乱暴にまとめますと大変重要な微妙なニュアンスが崩れてしまいますので難しいのですけれども、基本的に大きな異議というのとはなかったかと思えますけれども、全体としてこの提案のその他に書いてあるような美化活動への参加とか、環境に配慮したとか、あるいは自然や生態系への配慮というのが大事だということをもっと強調すると。例えば、趣旨のほうにもその環境保全に対する考え方とかなんかを入れるような形で対応したらいかがとか、京都らしい魅力、あるいはそれこそ山紫水明とかいうようなこともありますでしょうし、そういったことをもう少しきっちり取り込んだ対応がいいのではないかという御意見もあったと思えます。

それから、ライトアップにつきましても、これは従来から既に問題になって取り上げて御議論いただいたところですが、十分な配慮をしながら必要最小限なことで進めていただくのがよろしいのではないかというふうに恐らく全体としてお考えになっているのではないかと思います。そういったところも含めまして、十分な配慮を持ってお進めいただけたらというふうに思います。それが本日の御意見の全体的な流れだと思います。

こういう大ざっぱなまとめをすると非常に重要なデリケートなところが抜け落ちてしまう可能性がありますから、その点を見逃しているわけではないということをきちっと踏まえていただく必要があると思えますけれども、そういった配慮について特に重視していただきたいという御意見だというふうに思いますのでよろしくお願いをしたいと思えます。

それでは、御注意いただいておりますがまた時間的な配慮のミスを犯しそうですが、意見交換の議事に入らせていただいておりますのでよろしいでございましょうか。

3 意見交換

(1) 鴨川条例の取組について

○金田座長

それでは、まず最初に意見交換の1番ですが、「鴨川条例の取組について」ということでございます。それにつきまして、まず事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。

○事務局（福井）

それでは、資料の6について御説明申し上げます。

平成20年4月に鴨川条例のほうを全面施行いたしましてから約2年を経過いたしました
が、条例の規制条項の徹底につきましては鴨川府民会議でも御意見としていただいております
ところでございます。

資料のほうにありますように、規制の各項目について一定の頻度で巡視等を実施をして
いるところでございます。

指導状況でございますけれども、ちょうど真ん中のところの表にございますように、バ
ーベキューにつきましては、最初の20年度については禁止区域で91件でありましたものが
21年度では42件と。禁止区域外では170件あったものが127件というふうに減少しておりま
す。それから、自動車・バイクの乗り入れについても1,372台ございましたものが1,129台
と減っております。それから、放置自転車の移動撤去の台数ですけれども、1年目は
1,536台ありましたけれども、今年度については832台というふうに減少しております。な
お、放置自転車の撤去については以前にも報告しておりますとおり、4月から京都市さん
のほうで鴨川の河川区域についても実施していただくことになっております。それから、
赤枠でちょっと囲っております打ち上げ花火につきましては、中止命令を発するような悪
質な行為のものは今のところありませんけれども、指導の件数については、1年目が127
件、2年目が146件と、若干増加ということになっております。これについても、今後も
継続的な巡視が必要であるというふうに考えております。

この条例の規制につきましては、効果は一定上がっているものというふうに事務局では
考えておりますけれども、引き続き継続して取り組みをしていく必要があるというふうに
考えております。

このほか、落書きにつきましては、次のところで書かれていますように2年で96件発生し
ておりまして、スプレーの塗料による大規模で悪質なものが5件ほどございまして、警察
へ被害届を提出しております。そのうち1件については鴨川条例の違反ということで検挙
されまして、行為者みずから消していただいたということもございました。

それから、参考にホームレスの退去を促す取り組みの状況についてお示しをしておりま
す。鴨川河川敷に起居するホームレスの数につきましては減少傾向でございますけれども、
洪水時に生命の危険にさらされるということもございまして、速やかな退去をこれから
も呼びかけていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○金田座長

はい、ありがとうございます。このデータはきょうここでお示しいただいて、これは公表することになるそうでございます。ですから、鴨川条例の実施に関しての取り組み状況としてこのデータを公表していただきまして、どのように評価するかというのは見方によっていろいろあると思います。まだまだ不十分だというふうに解釈するのか、少しは効果があっていい方向に進んでいると見るべきなのか、あるいはさらに一段の努力をして理解と協力を求めるように進まないといけないというふうに理解をするのか、いろいろ見方はあろうかと思えます。特に打ち上げ花火についてはふえているというのですからこれはちょっと問題でありますけれども、何かこれに関しまして御意見ございましたら。

○田中

何回も済みません、田中です。その条例の取り組みにつきまして、上から4個目の鴨川環境保全区域の巡視月1回という項目がございますが、もう御承知のとおり、当事者の方は鴨川の保全区域、環境保全区域の変更については、土地の掘削、盛り土、その他の形状や変更する行為、工作物の新築・改築する行為については知事の許可ということで今現実にもうこの事業が始まっているわけなので、何でこれの報告が出てないのですか。この鴨川保全条例ができて一番大事な環境保全区域の進行状態が今現実に出ているわけです。許可出しているわけでしょう、知事さんが。なぜ経過報告がないのですか。これ、鴨川保全条例に基づいてないのですか、この今、環境保全区域を掘削、そして形状変更していることについては。何のこれ報告も経過も何もないではないですか、きょうの資料に。どうということなのですか。

○金田座長

今の点についていかがですか。

○事務局

田中委員がおっしゃられているのは、現在、許可者のほうが工事を進めている盛り土についてのお話だと思うのですが、これにつきましては、昨年、府民会議の中で、9月1日、続いて11月18日だったと思うのですが、府民会議の中でこういう許可の申し出がありますという御説明を11月のほうだったと思うのですが、資料をもって御説明させていただいたと思います。

田中委員のほうからは、どういう用途ですかという御質問がございまして、近くの山の木を切り出してそれをためておくために若干平場をつくるというような御説明を私のほう

からさせていただいたところでございます。

審査基準を設けるということを並行してやっておりましたので、審査基準をお示した上でこの審査基準に照らし合わせてその許可について審査をして、問題がなければ許可を行うというようなところまで御説明をしたところでございます。府民会議後審査をした結果、許可を行い、現在、許可受人のほうで行為がなされているという状況でございます。

先ほど、巡視については月1回、これは定期的なものでございます。これ以外に地元の方からいろいろ御通報もいただいております。その都度、土木事務所の職員が現地のほうに調査へ行かせていただいて、許可内容と違うことが行われていないのか、許可者以外が行為をしていないのか、そういったところを監視しておるといった状況でございます。

○田中

僕が言っているのはそういうことではないですよ。府民会議でしょう、これ。しかも鴨川保全条例の中のことでしょう。違いますか。府民会議に出さないといけないのではないですか、ちゃんと。間違っていますか、僕の言っていること。もう既に現状変更して盛り土して、河川敷もうずっとつぶして、ヨシ原があったりススキが生えたりして、ホテルのいわゆるきれいなところとして残されていた自然を改変したわけじゃないですか。しかも、この河川保全区域の中の行為でしょう。そしたら、やっぱり報告しないといけないでしょう、そんな当然。何のための府民会議ですか。何でできないのですか。こういう経過でこうなったのだと。何も悪いことなかったらすればいいじゃないですか、ずうっと。そうでしょう。知らない方だっておられるわけですから、僕と個人的な話はどうでもいいんですよ。府民会議という会議できちっと報告しないと。では、上流域で開発されていても皆さん御存じない方がいっぱいおられるわけです。でしょう。それはやっぱり僕はすべきだと思うんですよ、府民会議、当然。我々はこの条例に基づいていろいろ今話し合っているわけなのですから、僕は当然だと思います。ぜひしていただきたいと思います。

○金田座長

何か。はい。

○事務局（田井中）

今の御指摘も踏まえまして、今後きちっと経緯、それから結果についての御報告をまたさせていただければと思っておりますので、本当に申しわけございませんでした。

○金田座長

それでは、今、田中委員のほうから御指摘がありましたように、現状変更にかかわる許

認可基準とその実例といいますか許認可実施例ですね、それについてもデータをお示しいただくと。それは公表に付すということをお願いしたいと思います。

ほかに御意見は。はい、どうぞ。

○堀

グラウンドホッケーとかサッカーのゴールを持ち込んで鴨川の西賀茂橋の下のところのグラウンドで試合形式の練習をされている方がいるのです。横を通るにしても、たまにサッカーのボールやらが川のほうへ飛んで行ったりとか、グラウンドホッケーの小さな、これ何て言うのですか、あれが飛んでこないかとか非常に冷や冷やするのですけれども、やっぱり危険なスポーツというのは禁止すべきではないかなと思うのですけれども。本当にゴールを持ち込んで10人对10人とかなんかで試合形式の練習をされていて、ボールなんかもたまに歩道を越えて川のほうまで飛び出したりしているのも見えていますので。

単に1人か2人がぼんぼんとけったりなんかしているようなのではなくて試合形式の練習というのは非常に危険ですので、そういう危険なスポーツというのは禁止するようにお願い、鴨川条例の中できちっとしていただければと。

それと、前、何か鳥のえさやりはしないほうがいいというて、条例では禁止されていないのですが、注意すると条例で禁止されていないからするのだとかいって、こんな大きな袋にパンくずをいっぱい持ってきてやっておられる方がいるのですけれども、それもやっぱり鳥のえさやりの禁止というのを条例で盛り込んでいただければと思いますけれども。

○金田座長

ありがとうございます。特に今2つのお話がございましたが、1つの、危険というか、危険を及ぼす可能性の高いスポーツというのがございますよね。例えば、野球なんかでもボールが硬球だと非常にかたいですし、ホッケーなんかは今御指摘のように非常にそういった危険性があると思いますけれども、そういうことに関する取り扱いや考え方はどうなっておるのでしょうか。はい、お願いします。

○事務局

鴨川条例につきましては、この資料にもありますようにバーベキューであったり打ち上げ花火であったり放置自転車であったり、そういった今までもお示ししておりましたが、項目について一部には禁止区域を決めたりしながら行為を制限しているという形のものでございます。

先ほど出ておりました危険なスポーツという表現をされておられましたが、サッカーで

あつたり多くの人数が集まってやっているスポーツ、そういったものにつきまして、今のところ条例で規定すべきものなのかどうかというところがあるかと思いますが。皆様のこの府民会議の意見等を踏まえて検討すべきなのかも知れませんが、ただ、現実的などころでございますが、地元の皆様方から御意見いただきますと、土木事務所の職員が現地のほうへ行って御注意をさせていただいたりしておるような状況でございます。

ちょっとその辺は、どこまでやっておられるものを条例で罰する必要があるのかどうかというところを府民会議の中でこれらかも皆様方で意見交換をしていただければどうかというように考えております。

もう一つ、鳥のえさやりについてお話が出ておりましたが、これにつきましては京都府の別の組織になるのですか、林務事務所という事務所のほうが中村様を初めお力をいただきながら、えさやりをされている方々に御指導をされているという話を聞いております。河川の中にも、えさやりはやめてくださいという呼びかけの看板をつけたりもしております。これがどこまで効果があるのか見定めた上で、条例に盛り込むものなのかどうかというところがこの場でお話はできないのですが、府民会議の意見を通じてどうしようもないという状況になれば、ある一定の行為を規制するという形のを今後検討すべきなのかなというところがございます。

以上です。

○金田座長

はい、どうぞ。

○堀

条例ができる前に、看板にバイクとか乗り入れ禁止というのがあったんですよ。それで注意したら、そんなんええのやとか言われて、やっぱり条例ができるとバイクの乗り入れしなくなったんです。やっぱり条例できちっとだめだということをするとなくなるのは非常に効果があると思います。

○金田座長

スポーツの場合は非常に難しいのですが、スポーツ全部だめだというわけではないのですけれども、確かに防具を必要とするようなスポーツとか、野球の場合でもグラブが必要であるとかいうようなものはやはりいろいろとそういう能力やトレーニングを経てないと危険だということになるかと思いますが、それから野生の動物に対するえさやりというのもこれは非常に検討を必要とすることですので、どういうふうにするのかということは

前から議論になっておりましてこれも難しい点なのですが、引き続き検討していただいているということのようですけれども、何か御意見がありましたら。

○中村

済みません、野鳥の会の中村です。

危険なスポーツについてちょっと私なりの考えがあるのですが、危険と言えればすべて危険なわけですね。子どもがやっている野球だって頭に当たったら危ないし、自転車に当たって、あれはお年寄りなんかに当たったら凶器ですね、考え方によっては。でも、やっぱりみんなが鴨川でそれぞれに気をつけながら楽しく鴨川を利用できたらいいのになと言いながら見せてもらっているのですが、そういうあんまり条例で縛りをつけてがんじがらめの鴨川にするというのは私はいかがなものかなと思います。

それと、えづけの問題は、これはすごくいろんな問題を含んでいまして、京都府の鳥獣保護委員を15年させてもらっているのですが、それはやめなさいと言ってしまうのは簡単なことかもしれません。でも、月に数回巡視させてもらっているのですが、その都度チラシを配ったりとか、電話で30分、1時間かかって説得することもあります。やはり、えづけがこういう悪影響を及ぼしているのですよという説明をすると大概の方はわかってくださいます。

それと、京都府がもしそれを条例で禁止したとすると、鴨川では禁止して、ほな桂川はどうなんや、宇治川、木津川はどうなんやということになってくると、ちょっと問題が外れるかもしれませんが、お寺さんがハトのえさを売っているところが数カ所あります。やはり、えづけを全面的に禁止するという問題は営業妨害につながるという懸念もあります。そういう意味で、野鳥の会ではやはり巡視したり河川を調査したときに大量にえづけしている人を見たら、必ずそういった悪影響についての説明をさせてもらっておりまして、そういう運動を積極的にやり始めたのはトビが人にけがをさせたということが起こってきたからやり始めたのですが、そのトビも、かつては100羽ねぐらにいました。でも、14日の調査ではわずか13羽に減っております。もう物すごく減っているのですね。というのは、えさが減ってきているからだと思っております。ですから、やはり府民会議の皆さんのお知恵と力もかりながら、みんなが鴨川でえづけしている人に、ちょっとどうかと思いませんかというふうな呼びかけをしていただいたらもっと事故もなくなるし、えづけも減っていくと確信しています。

○金田座長

ありがとうございます。今の御意見は、要するに条例の規制というもののいい面ももちろんあるけれども、一方で、そうではない指導といいますか、そうではない説得といいますか、そういったものも大きな効果を持つのではないかという御意見でございます。

ほかに何か御意見ございますでしょうか。

今の点に関しましては、御意見がそういうふうにあると。しかも、そういう検討も続けていただいているということで、両論、あるいは両方の方向があるというような方向の中で努力を続けていくというような形になるのではないかと思います。いかがでございましょうか。もしそれでよろしければ、とりあえず意見交換の1番はここで切り上げさせていただいて意見交換の2番のほうに入らせていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

(2) 今後議論すべき課題について

○金田座長

それでは、意見交換の2番につきまして事務局から資料の説明をお願いいたします。

○事務局（福井）

それでは資料7の、今後議論すべき議題についてでございますけれども、前回、第8回の府民会議までに意見交換をしたいという課題をいただいております、これまで議題としていろいろと取り上げてきましたけれども、この資料にある項目につきましてはまだ意見交換ができていないというものでございます。特にこの中でも、樹木の管理に係る御意見については複数の方からいただいておりますが、時間の関係で残っております。次回以降に今後の議題として取り上げていきたいというふうに考えております。

なお、資料の関係上、項目のみをこういう形で書いておりますけれども、議題の提案時には提案者の思いが伝わるような資料は準備したいというふうに考えております。

以上でございます。

○金田座長

はい、ありがとうございます。相当活発に御議論をいただけてきたにもかかわらず、まだこんなにたくさんのテーマが十分に論ぜられずに残っているということでございます。何か特に、また急にどうこうすべきというのではなくて、これをまたきちっと議論しないといけないわけでございますが、順番にやっていくしかしようがないというふうに思っ

おりますけれども、いかがでございましょうか。何か特に御意見があれば。

これ、別になくしたというわけではないのです。はい、どうぞ。

○大牟田

たくさんあるにもかかわらず、私はまだ不足していると思います。というのは、「河川環境保全に係るもの」の中に水質というのがやっぱり今の時代とても大事だと思います。この間映画を観まして、「オーシャンズ」です。2回続けて見ましたが、あれなんかはフランスのジャック・ペランという監督のドキュメンタリーなのですが、人工衛星から見た河口の様子を映していました。川の汚れが海流に乗って海の底に入っていくという映像でした。それを見ていて、やっぱり世界的に今問題なのは海のごみの問題と、川の汚れがそういうふうに海の中にずっと入り込んでいくということだと思えるのです。淀川も決してきれいではなくて、もちろん鴨川もきれいではありませんけれども、鴨川の水もやっぱり大阪の飲み水の一部になっていますね。木津川をこの間ずっと調べていた方が、やっぱり木津川もそんなにきれいではないということなのです。それから、下水処理場があそこにありますね。あれがあるから大阪の水は木津川のほうから、要するに左岸からとるのだそうで、そんなことを考えると、やっぱり鴨川の水をきれいにすることとはとても大事なことだと思います。

この中で、「住民協働に係るもの」中に、家庭でできる水質改善対策についてが入っていますけれども、「鴨川環境保全に係るもの」の中にもぜひ水質を入れていただきたいと思います。

淀川の方たちが結構鴨川の水のことを気にしていちゃいまして、淀川水系の水質を調査しておられる団体の方がことしは鴨川を調べるというふうに新聞報道がありました。私が見てもあんまり鴨川はちょっと汚れた川、随分上流なのにちょっと汚れた川と私は位置づけていますので、浄水場もそうですけれども、塩素を使うのを今度二酸化塩素に変えとか、かなり京都市の方も抗生物質を取り除く機械の開発とかいろんなことをとても熱心にやってらっしゃいますけれども、まだまだ足りないのではないかと思います。

下水処理場のことなんかもうちょっと調べて、変えていく必要があるのではないのでしょうか。フランスも韓国も、もう塩素を使わないで二酸化塩素のほうを使っているという情報もありますし、大阪の飲み水に私たち鴨川の水も入っているということを考えると、ここの「河川環境保全に係るもの」の中に水質の改善というのをやっぱり入れておいていただきたいなと思います。

○金田座長

水質についての検討が必要だということを入れておいてくださいということでございます。

ほかに何か。はい、どうぞ。

○田中

さっき私は上流の環境保全区域の現状変更についてちょっと府のほうに異論を申し上げたのですが、多分御存じないと思うのですね。環境保全区域が指定されているわけですが、民有地であるということが大きな問題で、そこを、流木があろうが、木を伐採し、あるいはさっき申し上げたヨシ原あるいは竹などが生えていたところ、川辺にはもちろんシーズンになればホタルが舞うという非常に市民にとっても憩いのシーズンになるところがそういうふうに環境保全区域を指定しておきながら申請が出れば知事が許可するということが鴨川保全条例に載っているわけです。もしそういうことが簡単に行われれば、環境保全区域というのはどういう意義があるのか。それは、もちろん生態系の観点からも保全が大事だし、あるいは景観の観点から見ても大事だし、そして生物の多様性からいっても大事だということを含めてそういう意義のもとで実は流域の環境保全区域を指定されているわけなので、そういう形のところを現状変更して、結局、木を伐採した後、今盛り土、どんどん土を入れていっているわけですか、ではこの行き先はどうなるか、どういう変化をしていくのかということで、もう皆さん街道で見られた方もあるように、産業廃棄物の処理場があちこちにあるわけですね。今も水質の問題が出ていましたけれども、やはり川は上流から流れる以上は、やっぱり上流から水をきれいにしていかなないとこれは理にかなわないんで、そういう意味では緑というものは非常に大事だという認識をもう一度考えていただきたい。

例えば、今フランスのセーヌ川は物すごくきれいになってきたと。これは知人からの報告なので、うそか本当か私はわかりませんが、それは緑の党という党が与党に加わったという影響もあるらしいのですが、やはり周囲、何をしてきたかという、空き地になったところを全部緑いっぱいの公園にしていく。そして、流域をもっと豊かな緑を。建物を建てずに緑をとにかく回復するのだということで一生懸命になっている。セーヌにいた今まで最も1けた単位の水生生物がもう2けた以上にふえてきたというぐあいに、非常に緑と密接したこれからの川づくりというのをやっているわけですね。それは、河道内ではなくて、やっぱり川の中ではなくて、その流域をどういうぐあいに守っていくかという

ことが最大のやはり大事な課題になってくると思うわけです。だから、鴨川も環境保全区域を指定されていますけれども、今報告いたしましたように知事の許可さえあれば改変されていくと。では、また次のときにも、また緑であったところが改変されていくということを繰り返していけば、これはもう下流にとっても大変なことなので、その辺のところを、もう一度条例というものも見直さなければならないし、もっと突き詰めて言えば、きのうも国交省の人とお話ししていたのですが、鴨川が世界の川になれば、やはり河川法、つまり今の鞍馬川と合流する地点から下流が河川法の区域の川になっているわけ。鞍馬川と合流する上流は河川法の区域外なのです。区域から外れているわけ。今我々が一生懸命になって河川条例をつくって保全区域をつくっているわけなのですが、今申し上げたように余り効果はないと、保全指定区域。

ということで、では鴨川の一級河川の起点から河川法の区域の川にすればいいではないかと、こういう御意見をいただいているわけです。これは京都府が管理していますから、もしそういう観点になれば国交省としてそれは書類上国交省が最終的に決断するわけですから、京都府も本当に心から鴨川を守るのだという哲学があるならば、そういう観点からもう一度河川法というものを見詰め直していただいて、一級河川の起点から河川法の……川に何とか持って行っていただきたいという願いをこの際強く感じたのでちょっと申し上げておきます。

○金田座長

はい、ありがとうございます。

私はいつも時間ばかり気にしている亡者のようでございますが、既に開始から時間を経まして1時間半以上経過しておりますが、ちょっと10分ほど休憩をいただいて後半に入らせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、私の時計では今5分ですので、3時15分から後半を始めさせていただきたいと思います。ちょっと10分ほど休憩させていただきます。よろしく申し上げます。

〔休憩〕

(3) 鴨川公共空間整備の基本的な考え方について

○金田座長

それでは10分経過いたしましたので、恐縮ですが再開させていただきたいと思います。

○金田座長

議事の意見交換の3番目に移りたいと思います。「鴨川公共空間整備の基本的な考え方について」という意見交換の課題を設定していただいております。これについて、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（山本）

失礼します。河川課の計画担当の山本でございます。よろしくお願いいたします。

資料8をごらんいただきますようお願いいたします。前回、第8回の会議で、水辺の回廊整備鴨川創造プランの基本的な考え方についてということで府民会議のメンバーの皆様から御意見をいただいたところでございます。一度その点について整理いたしますと、主な意見としまして、利用促進に関する意見でございますが、やわらか過ぎる舗装材は耐久性に問題があり、剥離するおそれがあるとか、平板のかたい舗装が自転車を誘導している可能性もあると。用途に応じて舗装のかたさを変えていくようなことも考えていってはどうかと。それから、ジョギングロードという名称は利用目的を限定化してしまう可能性があり、歩行者目線でジョギングもできる遊歩道というほうがいいのではないかと。それから、自転車のニーズは無視できないので、幅のあるところは分離するようなことを検討してはどうかと。それから、また三条―四条間の右岸高水敷には坂路がないということで車いすも進入できない、また凹凸が激しいということで非常に利用しにくいという御意見。それから、自転車の関係で、やはりもう少し隣接市道に誘導するようなことも検討してはどうかというようなことを御意見いただいておりますし、公共空間整備の関係でございませうけれども、高木を橋梁や地域のランドマークとして活用することを検討してはどうか。それから、下流整備では周辺住民の意見をしっかりと聞くべきと。それから、植栽の関係でございませうけれども、季節に応じた花が楽しめるようにしてはどうか。それから、今まで乱雑に植栽が行われていたように思うと。植栽もゾーンを分けて長期的な計画を持って進めるべきではないか。それから、管理的な要素でございませうけれども、鴨川から周辺の山並みを見るというような観点でも樹木の管理を行うべきなど、主な意見でございませうけれどもいただいたところでございます。

こうしたことを踏まえまして、本日は公共空間整備の、特に下流域における緑化拠点整備箇所の具体化について検討を進めてまいりましたので、本日は資料8においてその内容を御説明させていただきたいと思っております。

少し内容に入ります前に、資料8の11ページをお開きいただきますようお願いいたします。

す。前回報告させていただいたときに、8月に行いました利用実態調査を報告させていただきました。今回、秋におけます利用実態調査を実施しまして、11月23日祝日と24日の月曜日に行っております。その結果から御説明させていただきたいと思います。

調査地点は夏の調査と同一地点でございます。その箇所については11ページのほうに示しておりまして、調査項目、調査地点の内容につきましては同じ、時点をかえた形で整理を行っております。

12ページに時間別利用者数を記載しております。それから、13ページに利用形態別の利用者数をグラフにして表示させていただいております。これらは後ほどまたゆっくりごらんいただければと思いますが、14ページに夏と秋の比較を行っております。ここ少しごらんいただきたいと思いますと思いますが、休日の利用者数につきましては左側の一番上のグラフでございますけれども、総利用者数の比較でございます。全地点で、やはり夏より秋のほうが多くなっておりまして、北大路、それから荒神橋、四条大橋では約2倍近くの利用者数の増加というふうな傾向となっております。

それから、平日の利用者数でございますけれども、若干減少しているようなところもございますが、大きな変化は見られないと。ほぼ同数の利用者数というふうに考えております。

また、利用形態別の割合についての変更点というか変化内容ということで御説明をさせていただきます。おおむね全地点におきましてこの右側上のグラフ、休日の分でございますけれども、クリーム色で塗りました部分が歩行者の割合でございますが、秋において比較的増加している傾向、少し幅広になっているかと思えます。それに加えて、先ほど総数のほうでも秋のほうがふえているということを考えますと、やはり利用者数として歩行者の増加割合というのが高いというふうなことが言えるのではないかと考えております。平日の利用割合につきましては大きく変化はしていないということでございます。

それから、15ページに時間帯別の比較を行っておりまして、特に秋特有のピークとして、例えば北大路下流部分では午前中のときにピークを迎えているというような傾向が出ております。それから、荒神橋のところでも、やはり同じようにお昼前あたりにピークがあるというようなことになってございますし、祝日については夕方近くの時間帯で最大値が出ているというふうなところでございます。

四条のところでは逆に夏のほうで、前回も御説明させていただきましたけれども、夕方

以降の時間帯で利用者数がふえておるとい状況になってございます。

そうしましたら資料8の1ページのほうに戻っていただきまして、公共空間整備の基本的な考え方ということで大きく2点にまとめさせていただいております。

1つは、「高水敷整備（ジョギングロード・遊歩道の整備と利用促進）」ということで、多様な主体がさまざまな目的で利用している鴨川等の高水敷を一層地域に親しまれ多くの人々に利用されるよう連続化を図っていくということと、ウォーキングやジョギングにも利用しやすいコース設定を行うということ。

それから、2点目として「緑化・拠点整備」。サブタイトル的な内容になりますが、季節や自然を身近に感じる河川空間の創出というような形で、主に下流域につきまして緑化や改修整備と合わせた水際の創出、親水性を確保し、季節や自然を感じる河川空間を創出していきたい。可能な範囲で並木や休憩スポットなどの拠点空間の形成を図っていききたいというふうに考えております。

ゾーニング等につきましては前回御説明させていただいたような内容と同じでございますが、簡単に御説明させていただきますと、まず鴨川公園と高野川。既に真砂土舗装等やわかりやすい舗装を既に整備はしておりますが、さらに高水敷等の余裕のある区間では、左下の写真にございますように路面と同じような高さでの芝生面を設けて、できるだけ幅広の幅員を確保するようなことを考えていきたいというふうに考えておりました、おおむねこの区間で17.2キロほどのコース設定が行えるというふうに考えております。

それから、少し飛びまして最下段のほうでございませうか、鴨川下流の両岸ということで下流部でございませう。ここにつきましては、現在いろいろな、堀川があったりJRの橋梁があったりということで、構造物等によって分断されている部分もございませう。河川改修と合わせて、現在分断されている高水敷と遊歩道を連続化していくというふうに考えておりました、舗装等につきましては足にやさしい舗装と。それから、できるだけ利用者をふやしていきたいということで、沿線からのアクセス路も確保していきたいというふうに考えております。この区間でコース設定として全長14.4キロほどのコース設定が可能というふうに考えております。

それから、市街地の中心部左岸、二条、七条につきましては、現在の高水敷を利用して南北の接続を図っていくようなことで整備をしてまいりたいと。

それから、みそそぎ川周辺でございませうが、鴨川右岸の五条から上流、御池あたりまでの間でございませうが、さらに多くの人々が快適に集い、憩い、利用できるような高水敷環

境を充実させていきたいということで、現在のような凹凸の激しい石張り等の舗装から、安らげるようなやわらかい舗装と。それから、少し現在緑化がないような部分もごさいますので、芝生を主体にはなりますが緑化整備を図っていきたいというふうに考えております。色調につきましても、今、右側のほうにお示しをしているような少し曲線等も入れながら、イメージ的にやわらかいような内容、それから周辺の町並み、納涼床と調和するような色調で整備を考えていきたいというふうに考えております。

続きまして、2ページをごらんいただきますようお願いいたします。

公共空間の下流域の主に整備ということでございます。季節や自然を感じる河川空間の創出ということで大きく2点の連続化を図るような整備をしてまいりたいと。1つは、左側にごさいます「緑の回廊」ということで、七条から鳥羽大橋付近までを一つのゾーニングといたしまして、この間、やはり植栽等緑化の少ない部分というふうになってございます。こういったところにつきまして、高水敷の芝生緑化、それから四季を感じるような低木植栽等、断面図に示しておりますようなところでのジョギングロード、遊歩道などの整備と合わせた緑化等の整備を図っていきたいというふうに考えております。

それから、鳥羽大橋から下流の部分でございますが、少し川幅も確保できるような部分もごさいますので、水と触れ合える回廊ということで、親水性を高めるような河川改修と合わせた整備を行っていきたいということで、緩やかな流れとゆったりした河川空間を生かして水際に木工沈床等の自然な水際を創出させて人々が水辺に近づける、そういった整備を考えていきたいというふうに思っております。

もう一つは、通常左側のような堤防の定規のような断面ではなくて、少し水際にゆったりと近づけていけるような緩勾配の高水敷、それからのり面等を確保するようなこともあわせて検討していきたいというふうに考えおります。

それから、これらの回廊の拠点的な整備というところで、候補地点を1から5ほど。1番目が竹田橋から陶化橋間、それから堀川合流部、3番が新大宮橋から竹田橋左岸、4番目が名神高速道路から鳥羽大橋左岸、5番目が京川橋から小枝橋間の拠点的な候補地を選んで、木陰や新たな緑景観を創出するような並木、植栽帯、それから緑化と合わせた休憩スポット、それから先ほどのような自然な水際を生かしたような野鳥観察スポット等を拠点的な部分ではさらに整備していくようなことを基本的な考え方としております。

3ページをごらんいただきます。ここからは全体的な流れの中で所定箇所の整備の概要とイメージを御説明させていただきます。

まず、竹田橋から陶化橋間でございますが、整備の考え方でございますが、竹田橋から陶化橋間の区間は2キロほどの直線区間がございます。上流を見ますと東山、それから比叡山が望める区間でございます。また、地下鉄くいな橋駅と隣接した箇所でもございまして、新たな鴨川の名所づくりに資するような整備、利用者の増加に寄与するような公共空間整備を創出していくというようなことを考えてございます。

堤防の裏のり面に盛り土を行いまして、堤防天端を現在より大体倍ほどの幅員になろうかとございますが、そういったスペースを確保いたしまして新しい並木を創出することを考えていってはどうかというふうに思っております。四季の移ろいを感じるような植栽整備ができればというふうに思っております。あわせて、近隣の地域からのアクセス路も確保するというようなことも検討していきたいと思っておりますし、利用者の休憩施設等の配置も考えていきたいというふうに思っております。

その裏のり面を盛り土してどのように利用するかという内容につきましては4ページの上の段に横断図をつけてございます。現在の状況が右側のちょっと小さめの図面でございますが、人の背丈より少し低いぐらいの高さで石積みがございます。ここを少し、この擁壁を高くいたしまして、それによりまして上の横断図にございますように赤い線でかいたような形状で天端を広げることが可能となります。今、2メートルほどの高さを想定したような石積みを設けた場合の合成写真を右側の下の大き目の写真のほうにつけてございますが、こういった形状になる、できるだけ市街地からの圧迫も防ぎながら河川敷地を有効に利用していくということを考えてございます。

こういった中ででき上がりました天端のスペースを利用しまして、高木等の植栽、それから周辺には休憩施設、それから四季の移ろいを感じられるような低木植栽等を考えていける、こういったことができるのではないかとというふうに思っております。

それから、親水性というか高水敷のほうにつきましては、現在と少し副断面的な形にいたしまして高水敷を設けて、ジョギングロード、遊歩道等の整備、それから隣接部への芝生緑化等を行っていくというようなことを考えてございます。

右下のほうに少し並木の例として、春夏秋冬それぞれ四季を感じる植栽の一例を記載しております。また、いろいろな御意見をいただきながら、こういったものにしていくかということについては、地元の方、それから府民会議での御意見、いろいろなものをお聞きしながら並木の種類というのを樹種等については検討してまいりたいというふうに考えております。

5ページがこれを、今現在は常緑樹的な形でかいてございますが、イメージパースというかイメージ図として作成させていただいたものでございます。

申しわけございません、3ページに戻っていただきまして、平面図のほうに灰色の少し太い線がかいてございますルートがございますが、これは阪神高速の京都線でございます。鴨川に隣接して高架道路ができてまいりますので、こういった人工構造物との緩衝帯的な要素も含めて植樹帯を設けることも、連続的な植樹帯を設けるというのも景観的にも有用なものになるのではないかとこのように考えております。

先ほど5ページに示しました左側のほうには、ちょっとそのイメージでの高速道路の絵も入れております。

続きまして、拠点整備の2点目でございますが、堀川の合流部でございます。堀川の合流部につきましては、堀川と新大宮橋によりまして高水敷が分断され、利用者の拡大の阻害となっていることが考えられます。当該箇所の周辺には府立鴨川下流緑地、それから京都市の火打形公園、この6ページの図でいきますと緑色でスケートボードパークというふうに記載しておる部分でございますが、こういった緑地施設がございます。こういった施設との連絡を確保し一体的な利活用により利用拡大を図っていく、寄与していきたいというふうに考えております。

まず、堀川を横断し、鴨川下流緑地や火打形公園を接続する橋梁の設置、それから遊歩道の連続化を図っていく。それから、堀川の背割堤部には既に一部桜の並木的なものがございますので、これを全体的に延伸させていくような既存樹木を活用した並木整備を考えてはどうかと。あわせて、四季を感じるような植栽をここでも検討していきたいというふうに考えております。

7ページが鳥瞰図的にイメージしたパースでございます。火打形公園、それから下流の緑地と結ぶような2つの橋梁を配置し、遊歩道と堤防天端との連続性を図っていくということで分断化を解消してまいりたいというふうに考えております。

それから、親水性を確保するような整備ということでイメージの中でも記載されていますように、ワンド的なもの、それから水際に近づくようなスペースというようなものを描いております。

それから、8ページをごらんいただきますようお願いいたします。新大宮橋から竹田橋左岸、それから名神高速道路一鳥羽大橋左岸でございますが、この区間につきましては、下流緑地での整備も一部でき上がっている部分もございますし、上流域では堤防の形状のままの

ような状況ということで、この区間につきましては主に緑化を重点的に可能な範囲で整備を進めていきたいというふうに考えております。名神高速橋から鳥羽大橋の区間につきましては、名神側のほうに高速の緩衝緑地帯というか緑化帯になっている部分もございますが、このあたり、日陰になるような高木等はありません。ゆったりと休んでいただけるようなことも考えた場合、やはりそういった植樹ができるような部分を確保しながらということで、道路側の敷地なんかの利活用、そういったこともあわせて考えながら高木の整備をして日陰が確保できるようなそういう整備を、木陰が確保できるような整備も考えていきたいというふうに思っております。

それから、上流部のほうにつきましては、可能な範囲で緑化を進めていくようなことを計画いたしております。

それから、9ページをごらんください。9ページのほうは京川橋から小枝橋間ということでございます。京川橋上流右岸、我々のほうでは西高瀬川背割堤部というふうに言っておりますが、かつて養豚場等で占用された箇所になっておりまして、これまで閉ざされた場所というようなことになっておりましたが、面的な整備を一定行いまして周辺地域の憩いの場として整備を図っていくと。特に、隣接して福祉施設もございますし、マンション等も隣接しております。近隣住民が散策できるような堤防の整備、それから小枝橋の歩道とも連続させるような整備というか連続化を図りまして、周回できるような整備の中でできるだけ西高瀬川の背割堤部分の整備を図ってきたいというふうに考えております。

それから、9ページの京川橋のところにピンク色の線が入ってございますが、これは嵐山から木津を結ぶ自転車道線でございます。こういった自転車道線にも面しておりますので、サイクリングの休憩スポットとしての機能を有した施設を配置するようなこと。それから、水辺を身近に感じることができるような緩傾斜の護岸、それから先ほどもちょっとお話しさせていただきましたような水際の木工沈床などにより自然な水際を創出していくようなことを考えてまいりたいというふうに思っております。

10ページのほうが、それを少し鳥瞰図的にかかせていただいたような内容でございますが、背割堤部分を遊歩道とそれから木陰ができるような高木等の中で整備をしていくようなことを考えておりますし、鴨川側におきましては高水敷、それから水際の緩傾斜護岸等の設置の中で水際の親水性が確保できるような整備を図ってまいりたいというふうな内容でございます。

一応、私どものほうとしては、こういった整備の中で、利用者の利便性の向上、それか

ら連続を図ることによる利用者の増加、そういったことによりまして利用者の増加による府民の目線によるさまざまな不適切な河川利用に対する目を光らせるようなこともできるのではないかと、そういったことにも寄与できるのではないかというふうに考えております。

一応、公共空間整備の大まかな整備骨子、プランについては以上でございます。

○金田座長

はい、ありがとうございます。私が聞き落としたのかもしれないのですが、これはどのくらいのスパンでの実施を予定されているというか、まだもちろん予算の問題もあるでしょういろいろな問題があるのだと思いますが、お考えなのでしょうか。

○事務局（山本）

一応、この水辺の回廊整備・鴨川創造プランにつきましては、おおむね5年間をまず最初の区切りとして予算の範囲で整備を進めていきたいというふうに考えております。

○金田座長

そうですね。5年間ね。

○事務局（山本）

まず5年間です。

○金田座長

そのときに全体をターゲットにされる。

○事務局（山本）

そうです。

○金田座長

ということだそうでございます。いかがでございましょうか。なかなかイメージとしてはわからないことはないのですが、個別に実態となると、すぐはなかなか理解できないのですけれども、御質問あるいは、はい、どうぞ。

○中村

現在の下流域を想像しながらこれを見せていただいて、本当にこんなきれいな鴨川になるのかなという感じが実感としてまだぴんとこないのですけれども、一つお願いがあるんですけど、この下流の整備に関する意見ではないかもしれないのですが、私たち河川敷を、下を歩いていましていつも思うのですが、橋に名前がついたらどんなにいいだろうと思うのですけれども、橋の端っこのところにでも、ちょっと何橋というふうなのが書いてあ

って、例えば北大路だったら、地下鉄北大路、地下鉄の駅があるみたいなことまで書いてあったら物すごく助かるのだけどなというふうなことを感じています。

鴨川は市民だけでなく観光客さんも結構多いです。ですから、そういう方のためにも橋で、しかも散策する道のところの上のところ、見えやすいようなところにちょっと何々橋というふうな表示があればいいのになとずうっと昔から思っているのですが、余り賛同してくれる人がいないのですけれども、これは歩いている方にとったら非常にありがたいと思います。何回歩いていてもなかなか覚えられないのですね、周りの環境が変わってくると。たしかこれ七条の橋やったと思うのだけれどもみたいな感じで、京都に住んでいる者ですら下を歩いていると余りわからないというのが実感です。

それと、すばらしい絵がありまして、あずまやとかベンチとか、バードウォッチングをしていても本当にこういうのがあるとほっとできて非常に助かるのですが。助かるのですが、桂川とか鴨川とかを管理してられるお役所から、ホームレスが住みつくからこの木は切りますというふうな意見が物すごく多いです。年間に何件も来ます。そうすると、大事にされてきてきれいな花を咲かせているあの木が切られるのかと思うとたまらなく寂しい気がするのですけれども、そういうふうなことがあるということを頭に置いて計画を立てていただきたいなと思います。反対は一切いたしません、木を植えていただくこと、ベンチをつくっていただくこと、大変ありがたいことだと思うのですが、そういうふうな問題があるということ。

それと、植樹はやはり対象として外来種は省かれますか。今すぐお返事いただかなくてもいいのですけれども、もしこれは、こんな木を植えてほしいなというふうな意見を出すときに、外来種は対象外なのかなというふうなことをふっと思いました。

それと、バードウォッチングをしているときに必ず問題になるのがトイレなのですけれども、今は下流のほうで1カ所マンションのトイレをお借りしているのですが、そこしかなくて、ちょっとトイレがないからねというふうな形で参加いただけないことがあります。

それと、もう一つだけ。くいな橋という駅の名前があるのですね。クイナというのは、実は鳥の名前です。冬にクイナ、夏はヒクイナ、俳句の季語にもなっておりますが、昔はもしかしたらそこら辺にはクイナがたくさんいたのかもしれませんが。ですから、この辺の河川環境に関しての、生き物に対しての配慮みたいなのがいただけている構想図がかいてあるので非常にうれしいなと思っております。

それと、拠点整備の中に水際を生かした野鳥観察スポットなんて、実際に字でこんな

を書いていただけたのは全く京都府下どこにもなかって初めてなので非常にうれしいなど思っております。早速、野鳥の会に帰って、こういうふうな計画が実行されるかもしれませんということを伝えたいと思います。以上です。

○金田座長

ありがとうございます。たくさん御提案いただいたところがございますので、しゃべり落としたらいかんですが、要するに名前というのは、道路側の橋の名前ではなくて、河川敷のところを歩いていたときにその橋が何かわかるようにということですね。という表記もあったほうがいいのではないかというような意見でした。

はい、どうぞ。

○川崎副座長

この散策路、フォローアップ委員会のほうでも議論してはいたのですが、例えば9ページのところのサイクリングロードと、それからこういう整備がなされますと、先ほどのアンケート調査の資料等にありましたみたいに、自転車がどんどん乗り入れてくる可能性がある。勾配があるのでそんなになんかということもあるのですが、スロープだとかそういうものがつくると出てきて、四条界限ですと、先ほどの調査でも1,200台ですね。1時間に100台ぐらい来ているということは1分間に二、三台通過するというような、日曜祭日だとそういう状態になるかと思うのですが、これだけネットワークが交錯すると、そのあたりの入り口、自転車をどう制御するかという。要するに、共存させるのかさせないのか、ここだけの問題ではなくて、ほかの鴨川との関係も前回議論しましたけれども、そのあたりの、もう自転車を入れないということできくのようなものをスロープの前にはつけないとまたどんどん入ってくるような気もするのですが、そのあたりの対策。要するに、ハードとしての施設は非常にきれいにまとめていただいたのですが、あと運営をどうするかという問題ですね。どういうふうにしていただくかをちょっとお聞きしたいと思います。

○金田座長

お願いします。

○事務局（山本）

一つは、ここの西高瀬川背割堤部の歩道につきましては自転車道と面している部分がありますので、その敷地の中でそういう駐車スペース的なものとかを入れていくという形はやはり接点としての機能も必要だと思っていますので、そこはやっていきたいと思うのですが、今委員のおっしゃった坂路とか分離の話については少しこの前も御意見いただいて

ますんで、ちょっと今すぐに具体的な提案というのはございませんけれども、非常に重要な問題になっている部分だと思しますので、その管理の仕方、それから分離ができるのかどうか、そういったところの可能性についてはちょっとしっかりと今後の中で詰めさせていただきたいというふうに思っております。

○金田座長

はい、ありがとうございます。今の御意見は自転車と歩行者を分離するのかもしれないのかというだけではなくて、歩行者専用にしてしまうのかどうかということもポリシーとしてどういう方向性をもって考えるのかということを御検討される必要があるだろうと、そういう御提言だと思しますので。

ほかにいかがですか。はい、どうぞ。

○細田

すいません、ちょっと別件なのですがけれども、景観ということについて若干お願いしておきたいと思うのですがけれども、都市部を鴨川がずっと流れていますね。賀茂大橋のほうから二条、三条、四条とずっと橋がありますけれども、その橋から見る景観についていつもちょっと奇異を感じているのですけれども。というのは、他都市から、他府県から京都に入ってきます。鴨川を西から東へ渡ります。他府県から入ってくる場合はほとんど京都駅から観光客は100番のバスに乗るわけですね。100番のバスに乗って七条大橋を西から東へ渡ります、ほとんど。100番はいつも満杯ですから。で、いつも観光客と一緒にバスから川を見ます。余りにも違うわけですね、御池橋から見る鴨川、四条大橋から見る鴨川、三条大橋から見る鴨川と違って、七条大橋から眺める。まず京都へ入ってきてまず目に入る鴨川が、何ていうのですか、水草だらけというのですか。野鳥の面では必要なのでしょうけれども、橋の上から観光客がまず見た鴨川は、はっきり言って皆さんがっかりしているわけです。鴨川の第一印象はまず、「えっ、こんな鴨川」と皆さんほとんどおっしゃいます。100番のバスに乗っていると必ずそうおっしゃいます。ですから、七条大橋近辺の整備といいますか、特に水草が気になってならないのですけれども、あのあたりをもう少しきちっとすれば、いわゆる都市部を流れる京都のシンボルとしての鴨川がもうちょっと違う印象を観光客に持たれるのではないかなといつも思っています。

特に七条大橋から見る、100番のバスから見る鴨川は本当にちょっとがっかりしています。ですから、その辺が鴨川環境とか自然環境とかそういうものから考えて、いろいろ問題はあろうかと思いますが、七条大橋近辺の水草の整備をぜひともお願いしたいとか

ねがね思っていますので、ちょっとこの機会に考えを聞かせていただきたいと思います。

○金田座長

いかがですか。ちょっとお待ちください。

今のことに関しては。はい、どうぞ。

○事務局（山本）

一応、これまで中州等の管理の中で七条から二条間につきましては、一定、河川整備計画を策定した後の管理の方針として、ステップアップをするために概算が認められ次第整正をしていくというふうなことを記載しておりますので、これから中州の、いろいろ除去・製正について今後10年間でやっていきますので、その中で必要な措置ができるように、特にこの七条―二条間についてはそういう管理をしていきたいというふうに考えておりますので、その中で検討してまいりたいというふうに思っております。

○金田座長

ありがとうございます。何か今の御発言でふっと思いついてこの資料8の最初のところを見ると、七条大橋のところの部分が以外にコンセプトがはっきり明示されていないというような気がいたしますね。ちょっとそのあたりも御検討が必要なのかもしれません。

はい、どうぞ。済みません。西村委員が先に手を挙げておられた。済みません。

○西村

西村です。今、座長さんがおっしゃったことを私申し上げようと思ったんですが、今、この鴨川公共空間整備プランというのは、まさに下流、上中下の下流の整備プランを詳細に述べられていると。個別問題は先ほどからいろんな御意見があって個別的な問題はいろいろあると思うのですが、そういった中で、中流域はこういう公共空間整備プラン、中州も先ほどお触れになりましたが、また上流域はじゃどうなのかと。こういった点で、では、それぞれについて上中下どういうふうに整備されていく、基本的な考え方でいくかということを示していただくと大変ありがたいなと、こんなふうに思います。

それとともに、今後の検討ということになると思うのですが、先ほど、今後検討すべき課題ということを非常にたくさん上げていらっしゃるのですが、これはそれぞれ皆重要なことだと思うのですが、このことと上流・中流・下流というものとどういうふうに、全域にわたるものもありますし、上中下の区分された形での議論もありましょうし、その辺の今後の輪郭ということが、今するということは難しいかもしれませんが、ちょっとその辺知りたい、あるいはまた話の中に入れていただければとこんなふうに思っております。

○金田座長

何かありますか。

○事務局（山本）

今、委員のおっしゃった中流域、それから合流から上流部分の箇所を含めてなんですけれども、まず七条から上流の市街地、それから柘野堰堤までの区間につきましては、基本的には現状を維持していくと。もう一つは、これまで手のかけてこれなかった中州、特に水際の部分の中州管理、これを重点的にまずやっていくのが今現状での中上流域というのか柘野堰堤までの内容かというふうには思っております。

以上でございます。

○金田座長

はい、どうぞ。

○内田

内田です。非常に魅力的なプラン、今までの議論を含めて提出していただいているのだと思いますけれども、これで公園として使うという意味では、今まで使っている方は非常によくなる、使いやすくなる、楽しく使えるだろうと思います。せっかくの整備ですから、さらに多くの方が使えるような形で発展させていただきたいと思ひますし、むしろそういうことでお金を有効に使うのは大事な目的ではないかと思うわけです。第1ページにジョギングの整備なんかも出ていますが、やはり、では整備したらもう少し府民の健康に資するような、ジョギングがしやすくなるように、この公園の整備だけではなくてそのほかのこともあるだろうと思ひます。いろんなバスがとまったほうがいいだろうとか、ロッカールームもあったほうがいいだろうし、それはどこかの企業ができるのかとかそういうことがあるかもしれません。そういう意味で、今ここのプランの中では、人を集めるというか定着してもらおうというのでは、樹木管理の地域活動というのが一つ出ていますけれども、それは非常に有力というのか期待したいところでもありますけれども、そのほかのところ、上流から下流までの公園のいろいろなことにつきましても、利用者をふやすという意味で、土木の関係だけではなくて、ほかの京都市も含めていろんな部署と連携してやっていくという計画をこれに積み重ねていただきたいなということを希望します。

○金田座長

ありがとうございます。利用者をふやす視点を取り込んでいただきたいという御提言だと思います。

ほかに御意見ございませんでしょうか。

○北村

皆さんの意見と一緒に、大変すばらしい整備計画ではあると思います。ぜひ進めていただきたいと思います。いろんな問題があるかと思いますが、それぞれ皆さん意見を交換されてしていただければ最高のものができると思います。

また、随分前の会議で、鴨川の博物館とか資料館とかいうような意見が出ていたように思います。大変興味があります。例えば、古くからの写真であるとか、そういった鴨川が今日あるに至るまでのいろんな河川整備の経緯であるとか、非常に興味があると思いますし、そういったことを知らしめることによって皆さんが大事にされる意識をもっと高く持たれる、そういう気がいたします。そして、そのいろんな変遷に応じた形の、当時の生活感であるとか、いろいろな風俗の移り変わりであるとか、生活の環境が変わっていく変化のさま、そういったものも全部見えてくるような資料が集まることと思うんです。ぜひどこかに、またそれはそこしかないというのではなくて、上中流域に1カ所ずつでもあれば最高にいいものが、またその流域地域の独特の生活文化とか様式が見えてくるというのも楽しいのではないかと思います。大変興味のある整備のことですので、本当にいろいろと大変かと思いますが、進めていただければと思います。

一つ微細なことですが、利用の調査の中での夏季・秋季の2日間ですが、ちょっとその両日の天気、それから気温、風速ですね。風の強い弱いでやっぱり人の出方というのは変わると思います。当然、曜日によって変わるのと同じように、その辺がちょっと私見落としていたら済みませんが、どこかに実施日のデータとして入れていただけたらもう少し完璧なものになるのではないかなと思いますので、もしわかればまた後日でも記入していただきたいなと思います。

以上です。

○金田座長

はい、ありがとうございます。気候のことの配慮はなされて。気候というのは違うな、天候です。失礼いたしました。

○事務局（山本）

ちょっと今のデータを持ち合わせておりませんので、後日御連絡をさせていただきます。申しわけございません。

○金田座長

はい、ありがとうございます。それで二條委員、手を挙げておられました。お願いします。

○二條

この整備計画を見せていただきまして、非常に意欲的な整備計画ということで大いに期待をするのですけれども、ただこの見ているところはハード面といいますか、ということについては非常に熱心なののですけれども、先ほど田中委員さんがおっしゃったように鴨川の水質の悪化につながりかねない上流域での開発とか、あるいは河川使用の件について危惧の御意見をされました。やっぱり我々京都に住む者にとって、もちろん景観も大事ですけど水質もやっぱりおろそかにはできませんので、水質に関しましてもこれほど意欲的な計画案をぜひとも示していただきたいなというふうに思います。

○金田座長

ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

はい、どうぞ。

○堀

先ほど細田さんが言われたように、鴨川というのは京都のシンボルというのですか、日本のシンボルなんですよ。鴨川公共空間整備プランの基本的な考え方と書いてあるところの内容は、東京の多摩川でもこんな感じかなという気が。鴨川ならではの基本的な考え方、やっぱり景観に配慮したそういった整備の仕方をできたらっていただきたいなと。先ほど五条のところも言われましたけれども、周囲の山との調和とか、やっぱり京都ならではの、鴨川ならではの景観も配慮した整備ということで、基本的な考え方で取り組んでいただけたらと思います。

それに絡むのですけれども、賀茂街道というのは非常に歴史もあって京都らしい鴨川の並木だと思うのですけれども、後ろのほうのページには木を植えるというふうに書いてあるのですけれども、できたら賀茂街道のように両側に植えるようなああいう形の並木にいただけたら非常にもっと安らぎがふえるのではないかなという気がします。

それからもう一つは、ベンチとかさくとかを設けられると思うのですけれども、できたら金属ではなし現流域の山の間伐材をできるだけ使うような形で、やっぱり現流域を大事にするという姿勢ないし考え方を全面的に出てくるような、そして市民にそういう考え方を啓蒙するような形での整備の仕方をできたらお願いしたいです。

○金田座長

ありがとうございます。幾つか大事な御指摘をいただいております。現流域を大事にするとかということとともに、もう一つ重要なのは、どこでもできるような整備ではなくて京都らしい整備ができるような視点を考慮していただきたいということなどは、我々は当たり前だと思っているところがありますが、やっぱりそこは視点としてしっかり入れておいたほうがいいかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

はい、どうぞ。

○土居

すばらしい整備計画を拝見いたしまして、さらにすばらしいものにするために、府民の意識を高めると申しますか。時代が違いますけれども、明治時代に鴨川の底ざらいは市民がやっておりました。みんなが歌を歌いながら、今の京都市民とはイメージが少し違いますが、みんなで底ざらいをして、そろいのはっぴを着てしたというようなことが文献に載っておりますけれども、京都のシンボルであるとともに私たちの鴨川であるという、こういう市民の、府民の意識というものをもっともっと取り込んだ、行政と府民が協働で鴨川整備計画を進めるのだというような、行政主導型であるけれども府民もその中にしっかりと加わってこの整備計画を完成させていくというような視点をさらに深めてこの計画に盛り込んでいただければなというふうに感じました。

○金田座長

はい、ありがとうございます。鴨川条例の原点でございますけれども、よろしくお願いいたします。

はい、どうぞ。

○杉江

鴨川の会の杉江でございます。きょうは京都市さんがお見えなのですが、建設局の関係ですけれども、この下流域のほうの整備に伴い、以前から懸念しておった合流式の下水のオーバーフローの分の件ですが、今現在はかなり市内、特に左京、それから中京、上京のほうは、何か幹線、東山とか堀川については下水道、時間60ミリぐらいまでもつような管を太くしたということは聞いておるのですけれども、今の下流域のほうの、いわゆるオーバーフローの流口というか、そこもかなりあるとまだ思うんですけれども、できればこの整備計画に伴って、まだ下流域のほうについても下水のオーバーフロー、合流式について、これらの整備も伴うので、結構まだ時間かかりますので、その点、ちょっと上下水道局さ

んとの連携プレーもとっていただいたらありがたいなと思っておりますので、事務局のほうよろしくをお願いします。

以上です。

○金田座長

ありがとうございます。どうぞよろしく願いをいたします。

ほかに御意見ございませんでしょうか。はい、どうぞ。ありがとうございます。

○サリー

サリー・マクラーレンと申します。きょういろいろな京都らしいところ、鴨川は京都のシンボルということをよくおっしゃっていますけれども、国際的な視点から国際交流するために、ルールとか禁止のことがいっぱいありますので、鴨川の環境とか鴨川の機能・ファンクションということがたくさん聞こえまして、もっとクリエイティブな使用とか、そういうアーティスティックのことを強調したいと思います。将来のために、教育のために、文化のために、クリエイティブなことが大事だと思います。よろしくをお願いします。

○金田座長

はい、ありがとうございます。将来的な意味合いでもクリエイティブなこと、アーティスティックなことが必要だというような御提言をいただいております。その点も、要するに機械的と言うとだんだん悪くなりますが、当たり前の手順だけではなかなか難しいのではないかという御提言だろうというふうに推察いたしますが。

はい、ほかに御意見いただけませんか。どうぞ。

○菅

ちょっと細かいことでえらい恐縮ですけれども、先ほど川崎先生から、いわゆる自転車道の整備ということも含めてのちょっと御質問がありましたけれども、例えば出町柳のほう、今、自転車が侵入するのを禁止するために何かステンレスのくいみたいなのが出ていまして、そこから自転車が出入りできないようになっております。ですから、下流のほう、あるいは上流から出町のほうへずうっと来て出ようと思ったら出られないということがありますので、今後この侵入禁止の、いわゆるステンレスの棒はそのまま置かれるのか、それとも撤去されるのか。もしそのまま置かれるのであれば、もうちょっと手前の出られるところに、何か「この先は出られませんよ」というような表示があったほうが親切ではないかなと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○金田座長

いかがでしょうか。そこまで行かないと出れるか出れないかわからないというのではなくてということだろうと思いますが。

○事務局（山本）

出町の付近とか、それから四条とか、もちろん従前駐輪の問題があって、そういう侵入ができないような話も経過的なところであったかと思えますし、少しその実態が変わってきている中で、まさにステンレスのそういう侵入防止策をどのように取り扱っていくかというのは少し考えてみます。

それから、下流とのつながりの中で、今おっしゃられたように、それが存置されるのであれば確実に出られる場所を設けるとか、案内を設けるとかということはやはり考えていかないと、せっかくの利用促進にはつながらないというふうには認識しておりますので、ぜひまたその御意見を参考にいただいたやつを検討させていただいて考えてまいりたいというふうに思います。

○金田座長

はい、ありがとうございます。ほかに御意見いただけませんか。はい、どうぞ。

○大牟田

今度シンポジウムをなさいますけど、変わるということはあるですか、意見によって。

○事務局（山本）

基本的な考え方をお示しして、きょうもいただいた御意見を踏まえてまとめてまいりたいと思っておりますし、先ほど委員の方々からいろいろと京都らしさ、鴨川らしさというのをもう少し出すべきということも御意見いただいておりますので、取りまとめに当たった部分で、できるだけ御意見を踏まえたような内容というのは考えてまいりたいと思えますし、さらに実施に当たってこれからまだいろいろと御意見をいただかなければならない話、先ほども出ておりました地域協働と府民協働の話も含めてですけれども、取り組みもしてまいりたいと考えておりますので、そういった部分で実施の段階で変わっていく部分というのは当然あるかと思えます。そういうふうには考えております。

○金田座長

いかがでございましょうか。膨大な計画ですし、これがいい方向に向かわないと我々としてもこれだけの熱意を持って討議いただいているわけですので、立つ瀬がなくなってしまふということになるわけですが、その点のことも含めまして、ひとつどうぞよろ

しくお取り扱いをいただくようお願いしたいと思います。

この計画、今これで完全に検討ができたというふうにはどなたもお考えではないと思います。膨大なものでございますので、まだ検討が続くということを前提にいたしまして、基本的なところでいろんな御意見をいただいたというふうにさせていただけたらと思いますが、いかがでございましょうか。

そうしましたら、意見交換として上げています3番目は一応終わりということにさせていただいて、残り時間も少ないので4番目に入らせていただきます。

いただきますが、その前に、ちょっと先ほど田中委員のほうからの御指摘もありまして、せっかく公募委員で御参加いただいておりますながらちゃんと御発言いただいていたかなと思ってチェックをしまして、教師根性が少し出てきましてチェックをしておりましたら、実は私のチェック漏れでなければ、河野委員と楠田委員にまだ御発言をきょうはいただいていないような気がするのですが、何か御意見や御発言ございませんでしょうか。

はい、お願いします。

○楠田

いつもホタルのことで恐縮なのですが、最後は控えておこうかなと思ったのですが、下流域の整備に、ホタルの小川というのですか、水を引いて、本流から引いてみそそぎ川みたいなああいうようなものをつくれなかと。そのホタルの管理をまた近所の小学校とかで幼虫を飼育したりしてもらったりすると環境教育というのですか、よく言われていますけれども、そういうものに役立ったりするのではないかなと。

下のほうの下流域の人、この間私ちょっと入院してまして、ついてくれた看護婦さんが、上流はいいよね、カモとか鳥もいっぱいいて。下流はもうカラスしかいてへん、まあそんな愚痴を言っていました。

まあ、ホタルの小川を提案させていただきます。

○金田座長

ありがとうございます。河野さんいかがですか。

○河野

感想めいたものでもいいですか。

○金田座長

はい、結構でございます。

○河野

2年間やってきて一つ思ったのは、ちょっと上流域、雲ヶ畑とか、たかしか高野川も上流の範囲になっていたと思うのですが、大原とか八瀬のほうの話が少なかったかなというのが印象に残っています。

大原のほうとかですと、草がたくさん生えていて全然河川敷が利用できないとか、最近下水道が整備されているのですが、それまでは民家ですとか宿から水が垂れ流しになっていてかなりにおいがするというような問題がありましたし、雲ヶ畑のほうもまだ下水道がないのでそのまま水を流しているような状況だと聞いています。そういうことを心苦しく思っている方もおられるので、もう少し上流のほうに焦点を当てて、何か議題点を出していくというのをこれからやっていただけたらいいのではないかなというふうに思いました。

○金田座長

はい、ありがとうございます。特に上流域のほうにも改めて十分に、全体に関心を及ぼしていただきたいという御発言だと思います。大変重要な御意見をいろいろといただきましてありがとうございます。

(4) 鴨川四季の日～春～の実施について

○金田座長

そうしましたら、最後の意見交換の議事でございますが、4番「鴨川四季の日～春～の実施について」でございます。これにつきまして、やはり事務局のほうから御説明をお願いします。

○事務局（福井）

それでは資料9について御説明をいたします。

ことしの「鴨川四季の日～春～」については、4月3日から4月11日までにしたいと考えております。この期間内に予定されているイベントである「京都府庁の旧本館の春の一般公開」とか「鴨川茶店」等、春の魅力を京都府のホームページや府内の掲示、また鴨川茶店でのブースの出展などで広報していきたいというふうに考えおります。

あと一点、資料で間違いがございまして、一番下のところに前年度の取り組みということで3つ写真を載せているのですが、この下の表示が、一番左側の絵のところの下が一番右側の写真の下の「鴨川条例ホームページ掲載 かもがわさくらマップ」、これがこちらでございまして、一番右の写真の下が一番左側の「京都府庁旧本館 春の一般公

開」、昨年の例でございます。これ、ちょっとてれこになっておりまして訂正させていただきます。

以上でございます。

○金田座長

鴨川四季の日が今年度も計画されているということでございます。何か御質問などございませんでしょうか。御意見。はい、どうぞお願いします。

○大牟田

2年間、この鴨川四季の日、話し合いがあったのですがけれども、私このチラシの、鴨川四季の日の歴史文化への理解を深める取り組み等を促進する契機とするための日を設けていますと、この意味が2年間ずっと読んでいてわからなかったのですが、もっと頭の悪い人もわかるように簡単に説明していただけないでしょうか。

それともう一つ、桜だけにしていますけれども、私はこの鴨川条例のこの写真では葵祭が出ているのですが、5月15日なのですが、この葵祭というのはとても賀茂祭、大事だと思うので、桜だけじゃなくて、5月ですけれども入れていただきたいなと思っていますので、この鴨川四季の日の説明、お願いいたします。

○金田座長

今の御質問ですが、鴨川四季の日の位置づけの。

○大牟田

位置づけというか、この府民協働の推進というのに書いてあるのですが、この意味が、文章が難しくて私にはわからないのです。例えば、葵祭がこの中、四季の日に入るものなのか入らないものかを例にとってちょっと説明していただきたいのです。

○金田座長

きょうの資料ではないのですね。

○大牟田

鴨川条例です。

○金田座長

京都府鴨川条例の解説とかインフォメーションのためのリーフレットのビラですね。その鴨川四季の日の説明ですね。それがわかりにくいと。今ちょっと私も認識が不十分ですが、お聞きしていると何となくそんなような気もせんでもないのですが、いかがでしょうか。

それを、例えば鴨川四季の日というのは本来鴨川に親しんで、本来、この鴨川条例の趣旨としては行政、事業者、府民が協働で関心を持ちながらやっていくことが必要だということの趣旨の中で鴨川に関心を持っていただくことを実際に広げるために四季の日を設定してやっていくというのが基本的な趣旨だったと思いますけれど、それを、例えばそれと葵祭の日というのが別にあるわけでありましたが、それとの関連などとも含めて一体どういうことになっているのかわからないというのが、私の誤解でなければそういう御質問の趣旨だったと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局（福井）

済みません。今ちょっとそのチラシを持っていないのであれなのですが、鴨川等の歴史と文化に関する理解を深める取り組みと、そういう文言でございました。

○大牟田

を促進する契機とするための日を設けていますという。

○事務局（福井）

済みません。このチラシには鴨川条例の25条の条文を載せておりまして、歴史・文化への理解を深める取り組みを促進する契機とするための日を設けております。この文言自体は鴨川条例25条の条文そのものでございまして、要は歴史と文化に理解を深めていただくような取り組みなり河川の愛護意識を醸成するような取り組みとか、四季の魅力を全国的に発信するとかそういうことをこの期間の間にやっていこうということです。

○大牟田

それはわかりますけど、鴨川の桜に注目してということはどう歴史と文化への理解になるわけ、ぴったりになるわけなのでしょう。

○金田座長

恐らく今の御質問は、鴨川条例に記してある記載がそこに添加されているのであれば、それは別に間違いではなくてそのとおりなのでしょうけれども、ただ、ある部分を引っ張り出して書いたときに説明としては非常にわかりにくいことが出てきますので、そのあたりをわかりやすくきちっと御説明いただいたらいいので、もし今後作り直すチャンスとかがあるのであれば、そのことを十分に考慮してわかりやすくつくっていただきたいという御趣旨の御質問だろうと思いますので、どうぞ御配慮をよろしく願いをいたします。

はい、どうぞ。

○北村

春だけではなくて春夏秋冬の鴨川四季の日、やはりせっかく野鳥の会の皆さんもおられたり漁業組合の方もおられます。四季折々の野鳥であるとか、それから四季折々の鴨川に生息している水性生物のこととか、実際のことになりますと、よく鴨川納涼のときに漁業組合さんが鴨川に生息している魚を水槽で展示していただいております。こんなたくさん種類いたのだなということでもびっくりします。また、こんな珍しい種類のものもまだいたのだというようなこともびっくりします。そういった意味で、生きている鴨川ということをもう少し、そして生かしていかなければいけないというか殺してしまったら恥ずべきことだというような思いも込めて、なかなか実際目の前で展示とかは難しいと思うのですが、せっかくホームページがございますし、写真等の資料等で、鴨川条例のホームページでの四季、鴨川四季の情報の一つとして何か御工夫いただけたらなと思います。

以上です。

○金田座長

ありがとうございます。ほかに御意見ございませんでしょうか。

実は、ちょうどこれで予定の時間が来まして、焦っているのは、最後に2年間でたった1回だけ時間どおり終わりにたどり着けたかなというふうに思っている点でございます、さんざん運営のへたさかげんで御迷惑をおかけしてまいりましたけれども、大変熱心な御意見をいただきまして、運営のへたさかげんを除けば鴨川府民会議の最初の滑り出しとしては随分有意義な形になったのではないかと思います。皆様からいただいております意見につきましても若干の検証をして、あと公開して著作権等の問題が起きないように形をとらなければいけないと思いますけれども、それで公開するということによって御意見も今後にも残る形になろうかと思いますし、よく広く理解していただけることにも結びつくのではないかと思います。ただし、これの作業というのは今後も続けていかないといけないわけでありまして、川というのは、人間でも一緒ですけれども、見放すとこれはやっぱりだめでありまして、きちっとつき合っていかなければいけないものでありますので、そういう意味で今後もどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

ただ、公募の形で御参加いただいております方々には2年間で一応の区切りとなるということになりますので、座長のほうからも改めてお礼を申し上げたいと思ひます。御協力、本当にありがとうございました。

それでは、きょうは司会を時間どおりにお戻しをすることでお許しただけです

でしょうか。

○事務局（田井中）

それでは、金田先生どうもありがとうございました。

これをもちまして本日の予定は終了いたしました。今、金田先生のほうからもありましたように、公募委員の方は一たん区切りということになるのですが、次回の御日程につきましては5月ごろを予定してございまして、事務局で調整の上、改めて御連絡をいたしますのでよろしく願いをいたします。

それでは閉会に当たりまして、先ほど座長からのごあいさつがありましたように、私どもの部長からも一言ごあいさつをと思っております。よろしく願いいたします。

4 閉会あいさつ

○事務局（安藤）

熱心な御議論ありがとうございました。先ほど来出ておりますが、この会議は一応2年が一区切りということでございますので、一言御礼を申し上げさせていただきます。

この府民会議、平成20年2月に第1回を開催させていただきまして、2年余の間、現地調査も含めまして本日まで9回開かせていただきました。非常に幅広いテーマにつきまして、府民目線あるいは利用者の立場から毎回熱心に御議論いただきまして、非常に貴重な御意見を賜りましたこと、厚く御礼を申し上げます。

この2年間、鴨川条例の規制の実施ですとか、あるいは放置自転車対策、中州の除去等、いろいろな施策を進めてきたわけでございますけれども、このように府民の皆様の御意見をいただきながら行政のひとりよがりにならずに施策を進めるということで、こういった取り組みは恐らく府内でも初めてでございますし、全国的にも非常に珍しいのではないかと思います。そういうようなところで、この2年間進めてきましたことについては一つの成果ではないかと考えております。

また、金田座長におかれましては、25名という非常に多人数の会議でございますが、毎回、運営あるいは取りまとめにお骨折りをいただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。

また、今回を最後にこの会議を退任される方も何人かいらっしゃいますが、引き続きまた御意見がありましたら、私どもの河川課、あるいは京都土木のほうに御意見をいただければ反映をさせていきたいと思っております。

非常に鴨川は貴重な財産でございます。今後もこの鴨川を後世に残せますよう、御支援
またお知恵をいただきながら取り組みを進めたいと存じますので引き続きよろしくお願
いいたしまして、これまで2年間の御議論につきまして厚く御礼を申し上げたいと思います。
本当にありがとうございました。